

令和4年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和4年6月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。鮎釣りも解禁となり、酒匂川にも太公望が訪れています。新型コロナウイルス感染症においては、4回目のワクチン接種も予定されており、町内の感染者数も落ち着いてきてはおりますが、まだまだ予断を許さない状況であります。この会期中も感染予防に努めていきたいと思います。

さて、去る5月31日、松田町告示第52号により令和4年第2回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席としております。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可します。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で、必要な人員とします。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン・タブレット等の持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可しておりますので御理解ください。なお、今定例会中はクールビズを実施しております。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第2回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。 (9時02分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

3番 内田晃君、4番 平野由里子君の両名をお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る6月2日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長、平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第2回議会定例会の招集に当たり、去る6月2日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日6月7日から6月10日までの4日間といたします。

次に審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月7日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」を、最後の受付番号6号の井上栄一議員まで行います。終了後、大会議室において議会全員協議会が予定されております。

本会議2日目の8日は、日程第6「議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第11「議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの審議を行います。

日程第6「議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため条例の一部を改正するものですので、即決でお願いします。

日程第7「議案第25号物品購入契約の締結について(令和4年度消防6分団

消防車両購入)」は、財産の取得に伴う契約の締結について、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上となるため提案されたものです。質疑等を行い、即決をお願いします。

日程第8「議案第26号令和4年度松田町一般会計補正予算（第1号）」から日程第11「議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までは補正予算ですので、十分な質疑等を行い、即決をお願いいたします。

午後は総務文教常任委員会を開催し、3月議会定例会で付託となりました議案第1号松田町公共施設等整備基金条例についての審査をお願いいたします。

なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びすることもありますので、待機をお願いいたします。

9日は委員会活動日とします。午前、議会改革推進委員会を開催し、午後、産業厚生常任委員会を開催します。各委員長の指示によりお願いいたします。

本会議3日目の10日は、日程第12「報告第1号令和3年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、担当課長からの報告があります。質疑は行いますが、採決は取りません。引き続き、各種委員会等の諸般報告と、委員会の閉会中の継続審査申出書を行い、閉会の予定となっております。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては2件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら私のほかにも委員がおられますので、補足説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって令和4年第2回松田町議会定例会の会期は、本日6月7日から6月10日の4日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。関東地方は昨年と比べて1週間ほど早く梅雨入りをし、また季節の変わり目を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る5月31日に、令和4年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことをまずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染状況でございますが、本町における陽性者数につきましては、6月1日現在の総数になります、426人。令和4年の1月に入り、これまで346人の陽性者が報告されているところでございますが、5月に入ってから1日当たり陽性者数もかなり減少し、陽性者がいない日もありましたが、昨日4人という数字が出てまいりましたので、非常に危機感を感じておりますので、引き続き危機感を持って感染拡大防止対策に取り組んでまいりたいというふうに存じます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について御報告申し上げます。まず3回目の接種状況でございますが、6月1日時点での数値にて申し上げますと、12歳以上について3回目の接種対象者が8,783人のうち、7,036名の方が接種を完了されております。率にして80.1%となっております。ちなみに12歳以上の全対象者9,978人になりますが、その方々の接種率としては70.5%となっております。また、3月19日からワクチン接種を開始いたしました5歳から11歳までの子供たちの接種率については、6月1日時点で対象者490人に対し、2回目の接種完了者は73人、率にして14.9%となっております。今後予定しております4回目のワクチン接種については、60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患をお持ちの方のうち、3回目の接種完了から5か月を経過した方が対象者とな

りますので、接種券の発送を5月25日より順次開始しているところでもございます。今後も60歳未満を対象とした接種につきましては、国・県から示しがあつた際に、適宜お伝えをまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症総合対策について御報告させていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の支援策として、児童を養育している方への現金10万円の給付につきましては、昨年クリスマスを迎える前の12月23日に498人の公務員を除く児童手当対象者へ一括支給をいたしました。プッシュ型での給付のため、給付率は100%となっております。また、公務員で児童手当対象者及び高校生を含む申請方式による対象者は、207人に対して申請された方は206人で、給付率は99.52%となっております。また、様々な困難に直面した方々の暮らし、生活、暮らしへの支援、住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、まずは住民税非課税世帯に対し、本年1月28日から、町からプッシュ型で支給させていただきました。給付率は93%となっております。現在、収入が急激に減少した家庭に対する給付につきましては、申請を受け付けているところでもございます。引き続き、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に取り組んでまいります。

それでは、行政報告につきまして、日を追って詳細に御報告させていただくところでもございますが、本日お配りさせていただいている公務報告書にて割愛させていただきます、主な行事などについて御報告をさせていただきますことを御了承いたします。

新型コロナウイルスの影響で、保育園や幼稚園、学校生活が大きく様変わりした令和3年度でありましたが、思い出が詰まった学びやに別れを告げ、それぞれの道へ踏み出す区切りとして、卒園修了証書授与式及び卒業証書授与式が3月にコロナ禍の影響を配慮し、来賓及び保護者等の皆様方の出席を縮小して執り行いました。3月9日に松田中学校、16日に寄幼稚園、17日に松田幼稚園、23日に松田小学校及び寄小学校、19日のさくら保育園の卒園式では、個々に保護者と一緒にその子だけの卒園式という形で行われました。子供たちはこれか

ら迎える新しい生活に、不安と期待を胸に新たな一步を踏み出したことと存じます。

次に、4月に行われました入園・入学式でございますが、4月5日の午前に松田小学校、寄小学校、午後に松田中学校の入学式が行われ、4月6日に松田さくら保育園、4月8日には松田幼稚園、寄幼稚園の入園式が行われました。また、松田小学校66名、寄小学校1名、松田中学校が66名の児童・生徒が入学いたしております。私といたしましても、子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援について、今後もより一層保育・教育関連事業について積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、松田山の山頂付近に色とりどりの花が咲き誇り、まるで桃源郷と言われる最明寺史跡公園での例祭が4月10日に、新型コロナウイルスの影響により、一般の方の参加を御遠慮頂きながら行われました。最明寺史跡公園は町の指定文化財でもありますので、引き続き維持管理に取り組んでまいります。

続いて、4月30日に生涯学習センターまつりとして、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に、例年より規模を縮小して開催いたしました。本年度も地方創生事業の一環として導入したリードウォールやボルダリング施設の体験会を行うため、藤沢市山岳協会やスポーツクライミング協会の専門の指導者4人を迎えて、36人の子供たちに丁寧な御指導を頂きました。今回は幾つかのメディアにおいて私どものPR不足を補っていただき、注目を浴びたおかげで、外部に設置したリードウォールの体験会には子供・大人を含め50人ほどの方が参加され、楽しんでいただきました。今後も子供たちに夢を与えるよう、利用者の拡大に向け、秦野市や県の山岳連盟様、民間企業と連携し広域的に事業に取り組んでまいります。

5月15日には酒匂川統一美化キャンペーンが開催され、ボランティア等の36団体、420名の皆様方が、酒匂川及び川音川の河川内のごみ拾い等清掃に御協力を頂きました。集まったごみは約1,040キロで、前回より620キロほど多い…ごめんなさい。前回より420キロ増加とのことでした。引き続き町民の皆様の環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業、ボランティアとの連携

による地域ぐるみの環境美化に努めてまいります。

次に、町中みんなで楽しむ運動スポーツの祭典「松田町チャレンジデー2022」を5月25日に開催いたしました。コロナ禍以前は対戦方式にて実施していましたが、昨年度に続き新型感染症拡大防止の観点から、集団向けプログラムを実施しないため、オープン参加の形で実施いたしました。当日は生涯学習センターでのK-POPダンスや、町体育館でのスポーツ協会レクリエーション部によるリズム体操、ボッチャ体験などを通じて、健康づくりや運動することの大切さを実感することができました。今後も生涯学習にわたる健康・体力づくりを推進するための機会の提供として参加してまいりたいと考えております。

次に、県西地域を流れる酒匂川で6月1日、鮎釣りが解禁となり、太公望らが次々と松田町に訪れておりました。酒匂川を含め、地域資源の自然環境を生かして、様々な魅力づくりを官民と協働で取り組んでまいります。

それでは、町の決算関係について御報告いたします。令和3年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間を終了しましたので、これから計数を精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を進めております。未確定ではありますが、令和3年度単純差引き合計の形式収支をお伝え申し上げます。一般会計の歳入総額は約71億5,400万円、歳出総額については66億2,700万円ほどで、形式収支額は約5億2,700万円を見込んでおります。これは、主に収入では、予算に比べ町税が約7,000万円の増収や、地方消費税交付金、特別交付金の増額などの影響によるものと、歳出では、地方創生臨時交付金の有効活用に伴う各事業費の財源補正などによるものでございます。この結果、コロナ禍であっても町の将来を見据え、夢の実現に向け、町民と町が一丸となって取り組んできた結果によるものと考えております。今後は、先ほど申し上げましたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に付して、監査委員の御意見を頂いた上、第3回定例会に全会計の決算認定の御審議をお願いいたしますので、その節にはよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会に付議いたしました議案第24号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の育児休業等に関

する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入について）は、財産の取得に伴う契約の締結について、松田町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上となるため、議会に提案するものでございます。

議案第26号令和4年度松田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や、令和3年度分の子育て世帯臨時特別給付金事業の返還金、退職消防団員報償金については歳入同額の基金収入、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金などを補正させていただくものでございます。

議案第27号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、コロナ感染症総合対策事業として、水道使用料金基本料の減免及び財源補正によるものであります。

議案第28号令和4年度寄簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、上水道事業会計と同様に水道使用料金基本料の減免及び財源補正によるものでございます。

議案第29号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、町村システム共同事業組合システム改修に伴い補正させていただくものでございます。

報告第1号令和3年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

また、本定例会中におきまして、一般会計補正予算（第2号）として、国の支援事業の新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯生活支援特別給付金事業の内容等が決まったことと、感染症総合対策事業での路線バス事業者緊急経営継続支援、並びに地域独自の観光資源を生かした観光資源活用補助金事業の内諾を受けましたので、併せて追加議案として提案を予定しておりますので、そ

の節には御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、提案いたしました案件につきましては議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほど、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、夏季による執務時の服装でございますが、地球温暖化対策実行計画の一環として、国と同様に限りある資源を大切に、省エネルギーを推進するため、5月1日から10月31日まで、職員がノーネクタイやポロシャツなどで勤務させていただきますので、御承知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上が私からの行政報告となります。本日から4日間、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は令和4年第1回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたいと思っております。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承頂きましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。なお、放映に向けて質問終了後、次の質問者の番になるときに、一、二分程度インターバルを取りますので御承知おきください。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺 嶋 おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、11番 寺嶋正。件名、SDGs（持続可能な開発目標）の取組について。

要旨。1点目、SDGs未来都市計画における事業に取り組む意義と、人口減少に伴う産業の衰退や、自然災害の甚大化などの課題は。

2点目、水源環境保全、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や家庭ごみの減量化など、グリーン社会の実現に向けた取組は。

3点目、地域経済好循環の創出、人づくり、脱炭素社会の構築を図る自治体SDGsモデル事業の考え方についてお伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

町 長 それでは寺嶋議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、SDGsとは、サステナブル・デベロップメント・ゴールズの略語で、持続可能な開発目標として2015年9月、国連の持続可能な開発サミットにおいて、日本を含め150を超える加盟国の参加の下、2016年から2030年までを国際目標期間として全会一致で採択されました、全世界規模での持続可能な開発目標となることは御承知のことと存じます。

本町においては、令和元年に第6次総合計画の策定に際し、SDGsの理念を盛り込み、少子高齢化の進行、国際化・情報化の一層の進展、環境保護の意識、大規模な自然災害に対応する安心・安全の対応など、SDGsの理念や考えを取り入れ、持続可能な自立した基礎自治体としてのまちづくりの指針を示す第6次総合計画に位置づけ、人口減少に伴う影響による地域の産業力の低下、自然災害の甚大化などの課題に対抗できる持続可能な町とするため、稼ぐ力、住み続けられるまちづくりを目指し、様々な事業に取り組んでいるところもでございます。

SDGs未来都市計画に定めた事業を推進する意義は、18世紀半ばから19世紀にかけて起きた産業革命以降、常に時代は進化し続けており、現代はSDGsの理念の下に世界中が動き出している新たな時代の潮流に乗り遅れない、先を見据えた持続可能な行政運営を行うためにも、本町が定めたSDGs未来都

市計画の各種事業を推進することによって、「誰一人取り残さない、笑顔あふれる幸せのまち松田」を実現することが、本事業に取り組む意義であり必要であると考えております。

人口減少に伴う課題については、担い手不足による農林業や地場産業の衰退、農地や森林の保全への対応の遅れやそれに伴う自然災害の甚大化、地域コミュニティの低下、福祉や教育分野の人材不足など、地域を取り巻く課題は多種多様なものとなっており、それらへの対応は急務となっております。これらの課題に対し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めていくため、地域が有する資源を最大限に生かし、様々なステークホルダーとの協働の中で、課題に対する対策が必要となることを予測することが容易であったため、平成30年3月に松田町自治基本条例を制定し、町民・議会・行政の役割を明確にして、お互いに助け合い、支え合い、協働のまちづくりを進めてまいったところでもございます。

今後新たな取組の一つとして、本町ではこうした課題解決を少しでも後押しできるように、現在松田町に関係する全ての個人・法人・団体等が協働して様々な地域課題を解決し、デジタル化した協働のまちづくりを推進していけるよう、本年度当初予算に計上いたしましたSDGsパートナー制度支援システムが、7月上旬にはシステムの公開ができるよう、現在準備を進めております。このシステムの運用が開始された際には、全ての町民や企業、団体、松田町に関係する町内外の方々などがつながり、課題の共有や解決などが進むことにより、協働のまちづくりの基本原則である情報共有・参加・連携協力が促進され、みんなが主役のまちづくりがさらに進み、全てとは申しませんが、人材不足などによる課題の解決が進むものと期待をしております。

次に、2つ目の御質問にお答えを申し上げます。現在SDGsにおけるグリーン社会、いわゆるCO₂排出ゼロと経済成長を両立する社会において、本町が進めている事業といたしましては、1つ目に水源環境保全として、神奈川県が県税として徴収する水源環境保全税の活用による森林や河川、水路の整備、2つ目に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について、学校施設、消防

の分団詰所、地域集会施設などを含めた公共施設に太陽光発電設備を設置し、一部の施設には蓄電池も併せて設置をしております。また、生涯学習センターの空調及び電気設備の改修や、保健福祉センターへのまきボイラーの導入などを行ってまいりました。町民皆様向けといたしましては、住宅用太陽光発電設備や省エネ給湯器、まきストーブの導入に対する補助金制度などを設けております。3つ目に、ごみの減量化・再資源化に向けた取組といたしまして、広報紙やホームページなどでの啓発や、ダンボールコンポストの配布、電動式生ごみ分解処理機等の購入に対する補助、リサイクル団体への奨励金の交付を行っており、今年度は新たに家庭用コンポストやペットボトル圧縮機の配布、資源ごみの拠点回収の実施などを行います。そのほか地球温暖化対策として、クールチョイス普及啓発事業や、再生可能エネルギーの利用促進、及び省エネ・ごみの減量化などについての講座、ワークショップなどを通じ、町民の皆様へのグリーン社会の実現に向けた取組の普及啓発を図っております。今後も引き続き、グリーン社会の実現に向け、全町民を対象とした取組を積極的に行ってまいります。

続いて3つ目の御質問にお答えいたします。まず国が求めるSDGsモデル事業については、SDGsの理念に沿った総合的取組により、経済・社会・環境の3側面における新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い取組として、多様なステークホルダーとの連携を通じ、地域における自立的好循環の形成を見込める事業とされております。本町では、国が求める真意を酌み取り、2019年から本年度まで計4回提案を行っておりますが、残念ながらいずれも採択されるまでには至っておりません。

2022年度の申請の内容としましては、本町の里山である森林の100年先を見据え、資源ごみを焼却処分することなく回収することで、地球温暖化の抑制のためにCO₂削減を図り、自然災害の甚大化を抑制することにて、住民の生命と財産を守ることを目的とし、「まつだフォレスト100プロジェクト」と題し、資源ごみ回収、リサイクルシステムの構築、SDGsプラットフォームの構築、ポイントシステムの構築の3つの事業を掲げ、持続可能な事業となるよう提案

いたしました。

今後もこの3側面の課題を相互に取り組むことによって、それぞれをカバーしながら課題解決を図り、目標達成に向けた各種取組をさらに加速、深化させるため、来年度以降も自治体SDGsモデル事業への提案を行ってまいりたいというふうに考えてます。以上です。

11番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。

まず1点目の、SDGs未来都市計画における事業の取組についてということで、意義ということではおおよそ分かりましたけども、この自治基本条例に基づきます協働のまちづくりということで、中々ですね、包括連携協定を締結している民間企業はどのような協定を結んでいるのか。

それから、これからSDGsが、今も総合計画の中に位置づけられておりますけども、今後ですね、どのような連携と申しますか、位置づけになるのか。その辺のことについてまずお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 まず1点目なんですけども、包括連携事業者との協定につきましては今15社と連携を結んでおります。その主な事業につきましては、連携事業につきましては、今回のSDGs、大きなテーマになるんですけども、SDGsの推進に向けた企業との取組と行政の関わりというようなことで、講演会や研修等に取り組む連携をしていくということと、幅広くですね、その企業が持ったポテンシャルをですね、生かして、それをどう17の目標につなげていくかということも含めてですね、連携をしていくという形に考えてございます。今後ですね、このSDGsという、この17の目標達成に向けて、地域と一緒にですね、企業と一緒に連携をし取り組んでいくというのが、私は意義だというふうに思っています。以上です。

11番 寺 嶋 それでは次にSDGsの、引き続き取組なんですけども、今、町のほうから回答がありましたようにですね、SDGs、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030年までの国際目標ということで、今、回答がありましたけども、17のゴールが設定されております。先ほど言いましたように、町では第6次総合計画にもう既に位置づけられておりますので、ここ

です、この未来都市計画の中で2030年までのあるべき姿、まあ一部分なんですけども、の実現に向けた優先的な目標というのを掲げておりますので、その幾つかですね、の考え方を伺います。

経済面ではですね、町の特性を生かした特産品の開発・ブランド化を図ること、それと図り、地産地消と地産外消、あるいは各種イベントによるブースの出店など販路拡大、あとはですね、各団体による新たな産業への支援を行うことと、産業の活性化を図ることの考え方をですね、伺いをいたします。

それからですね…1個ずつかな。では、まず経済面について考え方を伺います。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。今、総合計画にというお話もございました。総合計画で申し上げますとですね、第3章か、施策の柱が幾つかございますが、SDGsの理念に照らして、賑わいと雇用を生み出し、働きがいと育むまち、これが大きい施策体系としてございます。その中に、今、特産品という視点でお話を頂戴いたしましたが、基本的には、網羅的にはですね、農林業、商工業、観光、消費者の保護、こういった施策が4つ立ててございます。今言っていたいたですね、特産品というのは、やはり地産地消、全て絡みますよね。いわゆる農業から例えば始まり、物を作る。商業、物を売る。観光という視点でも連携する。そういった意味では、代表的なというか、シンボリックな事業になり得るものだと考えてございます。各施策の実現したい未来像、こういったものは全て総合計画に網羅されておりますので、この場で全て読み上げることはいたしません、ベースとしてはその中に入っているということで御理解をいただければと思います。

11番 寺 嶋 それでは次にまとめてやっちゃいますけれども、社会面ではですね、豊かな森林などの自然環境を活用したフィールドワークなど地域の魅力を体験してもらうことでの参加者の愛着とか環境の意識高揚を図ること。あるいはですね、町民等を対象とした再生可能エネルギーに関する学習機会の創出と、地域エネルギー授受権といいますか、豊かな自然環境の再認識…再生可能エネルギーに関する意識の高揚を促すことのお考え方を伺います。

それから、環境面については、森林の土砂災害防止や水源涵養の森林機能を保全するため、森林の除伐、伐採の支援、啓発活動を進めるとともに、水源環境保全税を財源としている補助金を活用した町有林の整備に関する考え方をお伺いいたします。

観光経済課長 質問が今、大分多岐にわたっておると思いますけれども、足りない部分がありましたら御指摘をお願いいたします。

まず森林環境に関しまして、例えば、最初おっしゃったのがフィールドワーク的なお話もあったかと思います。今現在、まだ始めていない部分もありますけども、ちょっと今、観光の、すみません、立場でお話をさせていただくと…違いますかね。観光面はいい。しゃべっちゃっていいですか。フィーリング的な要素もあるという話がいろいろなところで実証があります。松田でもこういったものを取り組んでいきたいという考えはですね、例えば地元の座談会をやったときにも、こういう活用方法があるんじゃないかというような御提案を受けているので、今、いろいろ研究をさせていただいている部分がございます。

飛び飛びになっちゃうんですけど、例えば水源環境税のお話。これについては県のほうで、今4期目ですかね、これから4期目。令和4年度からの最後の…最後のというか次の5か年間、これがスタートしております。水源環境税については、毎年度活用させていただいて、森林の保全はもちろんのこと、森林につながる様々な河川も含めた環境整備、これをさせていただいてございます。併せてですね、森林環境の譲与税、この関係もスタートしております。活用方法といたしましては、学校におけるですね、机のほうをそこの生産した木材を使うですとか、プラスアルファ再生可能エネルギーの観点からは、今、木質バイオマスの関係で活動なさっている方々の支援も含めたものを行っております。大きくはですね、やはり森林の保全というのは、やはりもう少し大きい視野に立った活用をしていかなければなりません。ただ、今の譲与税だけで全て足りるとは思っておりませんが、水源環境保全税、これと併せてですね、できることをしっかり今やっていく。その先もしっかりいろいろ要望してですね、財源を確保しながら、森林環境保全をしていきたいというところで、ちょっと

飛び飛びで大変恐縮なんですけど、まずはそんな感じで、すみません。

11番 寺嶋 それでは、次に移ります。人口減少による課題ということで、幾つかお伺いします。回答にもありましたけれども、人口減少に伴う自治会の維持や、寄地区では点在する集落においてのコミュニティーの持続が難しくなりつつあるということ。あとはですね、農業従事者の減少や商店の減少などで事業継続が難しくなり、産業の衰退が懸念されると思いますけども、これはどのように考えて対処されるのでしょうか。回答では、早急に手を打たなければならないような回答がありましたけども、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 まず、人口減少というところになりますけど、町が抱えているというよりは、全国的な問題としていかに地域が安定して生活、暮らしができるか。そのために、やっぱり人口減少をいかに抑制するかというところになります。その上でですね、先ほどの地域コミュニティーの維持ということになります。

町としてはですね、現在も推進しておりますが、地域コミュニティーの活動に対する交付金の支援といたしまして、自治会ですね、運営推進費や防災・防犯活動費、またコミュニティー活動経費などについても支援をし、併せてですね、町で行っている地域力向上促進事業の助成金というのも行っております。これはですね、地域資源を活用した事業、またはふるさと活性化の事業。UターンやIターンに伴う推進事業、またコミュニティー活性化事業などに対して補助する事業も継続的にやっているところでございます。

またですね、今回は自治会長へのタブレット配布というところもやっていきます。自治会長専用のデジタルツールを導入し、いかにコミュニティーをつくっていく場を作るかということで、令和4年度に実施をします。また、自治会の負担をいかに軽減するかということで、これもですね、自治会担当制度の導入というところで、職員と一緒に入ってですね、地域と一緒に連携する。やっぱり地域だけに任すのではなく、行政と一緒にですね、コミュニティーをつくっていくというところは大事ではないかということで、これは継続して取り組んでいるところでございます。様々な自治会に対する声を聞き、いかに協働・連携をするかということで、座談会なども含めてですね、声を形にしていく

というところがですね、最終的な人口減少をいかに抑制していくかというところにつながっていくとともにですね、新たなUターン、Iターンを求めていますね、町も様々な企業誘致や、そういうところにも積極的に取り組んでいくというところも併せて、コミュニティーの維持に取り組んでいくところでございます。以上です。

11番 寺 嶋 町としても地域コミュニティーということで、自治会と一緒に協力するという事なんですけどもね。中には自治会長が未定のところもあるようですけども、この辺の援助といいますか、救済策というかね。そこでですね、どのように考えておられるのか。やっぱり自治会長がね、いないということは、長がいないということは、その地域がやっぱりね、うまくいかないと思われまので、この辺のことについてですね、まず、できましたら町長の意見をですね、お伺いしたいと思います。

総 務 課 長 自治会長の不在でいらっしゃる自治会というのは、確かにございます。自治会のほうの会長の不在の事情については、それぞれ各自治会の事情によるものだと思っておりますが、町としましてですね、不在に対して、うちのほうで積極的な働きかけというのはなかなか難しいところがございますが、町として今やっている施策として、自治会加入の促進をですね、身近なものだよということで、町民の皆さんに今、投げかけているような形はさせていただいております。例えば、町のホームページで各自治会の活動内容をですね、各自治会ごとにPRをさせていただいたり、あと転入時にですね、お住まいの自治会の、各自治会の加入を促すようなリーフレット等をお配りして、自治会とはこういうものだという事をPRさせていただくような形で、側面のほうから支援をさせていただくような形を取っておりますので、今、議員がおっしゃられた自治会長がいらっしゃらないという理由は、地域ごとの事情ということもありますが、自治会活動が有益なものだという事は、今後加入される方とか、町民の方に一応PRをさせていただいているところでございますので、そのような形から地域ごとに自治会長さんが、僕がやってもいいかなみたいな形が機運が高まることを期待しております。以上です。

11番 寺 嶋 それでは、2点目のグリーン社会に向けての取り組みということで、主に省エネ・再エネということになると思います。回答にもありましたけどもですね、木質バイオマスなどの資源活用ということで、現在ね、健康福祉センターには木質バイオマスボイラーが設置され、既に稼働しておりますけども、その木質バイオマス、まきの生産量が目標では150トンということなんですけども、これだけ生産するにはですね、やっぱり需要がなければね、なかなか生産するにもコストもかかるわけなんですけども、その150トンというのは大体どのような目安で出されたのかね、この辺についてお伺いをいたします。

あとはですね、先ほど観光のほうにも関係するんですけども、松田山の自然を生かした…自然を有効活用した観光の創出ということで、現在ね、桜まつりとか寄地区のほうではロウバイまつりなどが行われておりますけども、この雇用の創出、観光の創出の取組ということで、今後何か考えてることがありましたらですね、お聞かせをいただきたいと思います。

環境上下水道課長 バイオマス事業の150トンにつきましては、当初150トンということで試算して出したわけなんですけども、今年の4月から実際に稼働しております、そんなにまだデータが取れたわけではないんですけども、半分からもう少し上ぐらいの状態では稼働している状態でございます。実際はここまではかからないということで、今後もデータを取りまして、一番最適な数字を出してまいりたいと思います。以上です。

観光経済課長 2点目の松田山の関係でございます。松田山、自然環境も当然ですが、やはり主体としてはミカンをはじめとした農業の地域でもございます。農業者の方々、特に松田山…松田山というか松田地区の方々にお集まりいただいた座談会などもしながらですね、いろいろな御意見を頂戴しているわけなんですけども、大変厳しい状況がございます。サステイナブルという意味合いにおきましては、農業をどのように持続していくか。これはまた農業の観点からいろいろな対応していかなければならないところなんですけども、ここに掛け算的にですね、既にやられていらっしゃる場所もございまして、観光という要素もうまく掛け合わせてやっていくこと、これが一つの持続可能性を高める考え方かなと。観光的な要

素が入ったときに、当然収入、雇用、こういったものが考え方として整理されていくということが、今後ちょっと展望している内容でございます。

11番 寺 嶋 今、木質バイオマスの件で回答がありましたけども、これはですね、私が聞きたいのは、健康福祉センターは既に稼働して年間…当初、50トン近くということであったんですけども、それよりは十分少ない使用で済むんじゃないかという話なんですけども。これはですね、木質バイオマス燃料を、利用の拡大ですよね。利用促進を図る施策なんですよね。ですから、健康福祉センターだけでなく、寄地区、例えばまきボイラーとかいろいろな要素ありますけども、このですね、木質バイオマス燃料の利用促進拡大の考え方、これを再度お伺いします。

環境上下水道課長 私どものほうでもですね、木質バイオマス事業、健康福祉センターだけではこの事業が成り立たないというふうに考えております。間、中間におりますNPOの傍のほうには、地元でですね、広範囲にいろいろなことを知ってるさがみ信用金庫、こちらのほうからほかに需要はないかということでお話をさせてもらったところ、やっぱり一番需要があるのはキャンプ場ということで、寄にもキャンプ場あります。その他、南足柄や小田原のほうにもキャンプ場があるということで、こちらのほうからもまきを買うということで、需要が増えるような形の話は、今受けております。それ以外にも広範囲のことをですね、さがみ信用金庫のほうからいろいろと情報を入れるようお願いをしているところでございます。その他、今じわりじわりと寄地区のほうでNPO傍が浸透してきておりますので、その辺からまたまきの需要が増えるのではないかと考えております。以上です。

11番 寺 嶋 それでは次にですね、ゼロカーボンシティ宣言の町としてですね、市民のライフスタイルの脱炭素化に向けた取組の支援として、現在、スマートハウス整備促進事業、それから電気自動車等購入費、まきストーブ購入費の補助金などの支援制度がありますけども、さらなる支援の考え方をですね、お伺いします。

それですね、特にですね、これからの問題では、今国会にですね、令和4

年4月22日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案が出ております。これ御存じかもしれませんが。その主な背景と必要性についてはですね、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減。これは2013年度比の実現に向けて、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速ということと、併せて木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進して、吸収源対策の強化に寄与するというような趣旨であるというようになっておりますけども、今後ですね、ですからこれに基づくと、新たにエコハウスとかいろいろな…これからですね、国が今後、国民・町民が建てる建築物あるいは一般住宅に向けてのこの補助がね、メニューがつくようなこういう支援をですね、町が積極的に考えて受け止めてやるということが大事だと思いますので、この新たな取組についてもお伺いをいたします。以上です。

環境表下水道課長 町では現在、いろいろなエネルギー等についての補助金等を町民に対して出しているところなんですけど、例えば電気自動車、こちらの災害対策という意味も含めて、電気自動車の補助金を行っているんですけど、大分浸透してきておきまして、電気自動車を買われる方が増えているということで、この辺の、例えばスマートハウスにしても、年々その需要というか新たなものが対象となっております。そういう変化に対しましても、町の補助金を変えていかなければいけないということで、住民に対しては、環境に対する危機意識を高めるためにですね、教育啓発を行っていかなければならないんですけど、国の補助金のメニューということにつきましては、いろいろな国のほうでもメニューが大分変わったものがどんどんできてきておりますので、その辺についてはいつも意識をしまして、アンテナを張ってですね、新たなものを取りこぼさないように対応していきたいと考えております。以上です。

町 長 補足も含めてちょっと話します。柳澤課長から話をされた分については、もう本当に様々なところがね、つながるからあれなんですけど、やはりSDGs未来都市の計画については、経済と社会と環境の3側面がとにかく全部つながり合うということが大切なので、本当に頑張って回答したなと思って。その

ことなので、お互いがとにかく結びつくというのが大切であるということの中からの事業です。どれがいいとかこうとかじゃないということだけ、承知しておいてください。

それで新たな取組ということで、先ほどちょっと口頭でも話しましたがけれども、とにかくプラごみをね、とにかくゼロにするといったところの目先の話としては、まずはペットボトルをきちっと回収しましょうということで、家庭に、今予定ではですね、1,000個ぐらい準備して、1,000世帯に1個ずつペットボトルの圧縮機を配って、それをきちっとした格好で回収の場所に置いてもらうというようなこと。また、生ごみについても、生ごみ処理機をとにかく全世帯に…全世帯とも言わないですけど、協賛してくれるところに配って、生ごみを減らしていくというようなことの中から、焼却ごみを減らすというようなことも考えています。

これちょっと素案ですけど、先ほど森林の話をちょっとされましたので、森林については、やっぱり構造体に使える材料がなかなか出てこないというのは聞いておりますので、今、要は森林環境譲与税の使い方ね。あの使い方が全国的にまだ基金で残っているだとかということがあるので、都市部の方とお話をしてますけども、その基金を使って松田町から出てくる、構造体では使えない材料を内装材として、見栄え…見えるところで使ってもらうことを促進することによって、山から木が出しやすくなったりだとかということにつながっていくのではなかろうかということで、今そういった調整を今しているところでございます。もうちょっと時間かかるかも分かりませんが、とにかく山を守るためにも木の出口をしっかりとつくっていきたいというふうに考えています。以上です。

11番 寺嶋 そろそろ時間も近づいてきておりますので、最後にですけども。まずですね、自治体モデル事業の提案は、今回は再選定…認定か。採択されるまで…。

議 長 時間がもう過ぎておりますので、以上で受付番号第1号 寺嶋正君の一般質問を終わります。

11番 寺嶋 時間ですので、以上で終わります。

議 長 暫時休憩します。10時20分から再開します。 (10時07分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時20分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を許
します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可がございましたので、質問をさせていただきます。受付
番号第2号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、自然葬（散骨）に関する新
規条例の制定について。

深刻な少子化や継承者のいない無縁墳墓、経済的理由からお墓への埋蔵とい
う葬法への敬遠等により、自然葬（散骨）という葬法があることも広く認識さ
れ増加傾向にある。そこで、以下のことについてお伺いします。

(1) 死者の尊厳を目的とする、もしくは散骨地の周辺住民との間で生じ得
るトラブルを未然に防ぐ目的として、町独自の条例という形で散骨場所やマナ
ー等を制定する必要があると考えるが、町としてのお考えは。

(2) 条例等を制定される際には、愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する
里づくりを掲げている町として、ペットの散骨に関しても併せて制定するなど
の取り組みも必要と考えるが、町としてのお考えは。

よろしく願いいたします。

町 長 唐澤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。1つ目の御質問にお答えい
たします。

まず、町民の方がお亡くなりになった後の一般的な手続の流れを申し上げます。
町は死亡届を受理して、火葬許可証を交付いたします。お墓に遺骨を埋蔵
するためには、埋葬許可証を交付しております。これは、墓地埋葬法等に関す
る法律に基づいて許可証を交付するものでございます。

議員がおっしゃる散骨は、火葬した遺骨を粉上に砕いて海などにまくことで、
法律では規制されておられません。遺骨そのものや粉状に砕いたものであっても、
墓地以外の土地に埋めることは法律上違反となりますが、あくまでも粉状のお
骨をまくだけであれば、法律の規制対象外となっております。確かに、継承者
のいない方や、経済的な理由でお墓への埋葬をちゅうちょする方が増加傾向に

あるようですので、散骨を希望する方が徐々に増加するであろうことが予測されます。

散骨の基準等につきましては、厚生労働省のホームページに散骨に関するガイドラインが示されており、それに基づき一般社団法人日本海洋散骨協会が独自に日本海洋散骨協会ガイドラインを策定し、粉骨の義務、散骨場所の定義義務、自然環境への配慮義務、参列者の安全確保義務、一般市民への配慮義務等について規定しておりますので、同協会の加盟事業者による散骨の実施につきましては、問題がないと考えております。既に散骨に関する条例等を制定している自治体が全国に十数件ありますが、その内容は、散骨事業者に対する規制や、住民も含めた散骨全体に対する規制があり、その手法も環境に関する条例の中で規制するものや、散骨上の経営許可に関する条例や、葬法に関する要綱、散骨事業ガイドラインで規制するものなど、規制の方法も様々であります。現在、松田町には同様な条例やガイドラインがないので、社会の変動を見据え、本町にとってどのような規制の方法がよいのか、今後、時代に沿った対応について研究を進めていきたいというふうに考えます。

次に2つ目の質問にお答えを申し上げます。ペットのみの散骨について、条例等を制定している自治体については、我々の独自の調査では見つけることができませんでしたが、ペットも含めた散骨場の経営に関して規制する条例を制定している自治体がありました。現在、本町ではペットについてもお問合せがあった際には、ペットも供養して下さるお寺を紹介しておりますが、愛するペットが亡くなった後、飼い主が火葬し散骨をするという選択が今後も増えてくる可能性もあります。今後、ペットにつきましても、条例またはガイドラインを制定する必要性も含め、時代に沿った対応につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

この散骨に関する条例が、全国でも何か所か自治体…すみません。この散骨に関する条例を制定されている自治体が何か所かございます。特に有名なのが北海道長沼町。こちらは、散骨のマナーが悪くて、住民トラブルと訴訟等です

か、という運動がありまして制定されたという経緯がございます。近隣では湯河原町、箱根町、御殿場、熱海市、伊東市というふうに制定されてます。それぞれ制定内容は違うんですけれども、この近隣の自治体で制定されるきっかけやいきさつが確認されてましたら、教えてください。

町 民 課 長 私のほうで確認したところは、湯河原町になるんですけれども、湯河原町は隣の熱海市で散骨の事件が起きて規制をするということを受けまして、同じ観光地として、風評被害を受けないために条例を制定したそうです。熱海市ではどうだったのかということになりますと、熱海市では海洋散骨が行われると熱海の海のイメージダウンは免れず、海水浴、鮮魚、料理などの風評被害が大きいなどの住民からの反対を受けて、海洋散骨事業ガイドラインと、あと条例のほうを制定したということでした。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。過去に松田町で散骨、自然葬などの希望があったかどうかというのも教えてください。

町 民 課 長 私がですね、町民課長になってからは、そういったことは確認されておられませんのと、あと問合せもございませんでした。

1 番 唐 澤 分かりました。

次にですね、厚生労働省のホームページに散骨に関するガイドラインが載られているとのことなんですけれども、埋葬などに関する自治事務も、自治体に権限があると思うんですけれども、この散骨自体のガイドラインというものを印刷して、例えば窓口で説明していたりとか、こういう葬法もあるんですよというようなお話とかも、実際されているのかどうかというものを教えてください。

町 民 課 長 厚生労働省のホームページに載っております散骨に関するガイドラインにつきましては、あくまでも散骨事業者向けという形になっておりまして、町では、今、窓口でですね、散骨もできますよとかいう、そういう御案内はしておりません。以上です。

1 番 唐 澤 分かりました。湯河原町さんとか熱海市さんが制定の際に、パブリックコメントをとられていると思うんですけれども、もしそこで住民の方々の声を聞いている内容がもし確認されていましてら教えてください。

町 民 課 長 申し訳ございませんが、直接パブリックコメントによる住民からの意見というのは、こちらではちょっと把握してございません。あくまでも、お聞きしたときには住民からの反対があったということだけしか聞いておりません。申し訳ございません。

1 番 唐 澤 分かりました。ちょっとこの一般質問、結構いろいろ難しくてですね、私もどこの課、担当の課なのかなとかというのも結構考えて作成しました。また、この散骨に関する法律は、とても曖昧なところが多いので、曖昧がゆえのトラブルも生じたりと、やはりあります。うっかり、刑法の190条ですね。有名なんですけど、そこに接触していたり、河川や都市公園に散骨して県等の条例ですね、それに違反してしまったりと、無知だったでは済まされないケースも起こり得ることから、分かりやすくガイドライン等で示されることは望ましいことと思っています。

LGBTQのパートナーシップ、またファミリーシップ制度や未婚の方も増えるなど、時代とともに様々な価値観や家族の形が誕生しています。自然葬の需要は、今後も増えるであろうと予想しています。散骨を希望する場所の調査結果では、海洋や森林などの自然豊かな場所、あるいは思い出のある土地などが選ばれているとのこと。松田町もやはり森林とか自然が豊かなので選ばれる可能性もございますし、当町にはLGBTQのパートナーシップというものも制定されております。そのように時代の変化とともに、対応できるまちづくりというのを、実際に今現在行っていますので、人生の最期もこの町で幕を閉じたいというふうに、そんなふうに思ってもらえるような、人の記憶に残るようなまちづくりを引き続きお願いしたいと思っております。

この散骨というか自然葬、結構お墓の問題って、御年配の方々だけの問題では結構なくて、若い世代の私たちのような世代でも結構話題に上がったりもします。というのは、お墓を、先祖代々のお墓をなかなか少子化ということもあって、あと女の子ということもあって、維持していくことが困難だったりとか、今テレワークというような働き方改革も行っていて、決して地元で一生を終えるという人も少なくなってきています。なので、従来の葬法に限らず、いろん

なことを視野に入れて、自治体で検討していただきたいと思います。

すみません、早いのですが、私の一般質問はここで終わりにしたいと思いません。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

調整のため、少々お待ちください。

受付番号第3号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 議長のお許しが頂けましたので質問させていただきます。受付番号第3号、質問議員、第4番 平野由里子です。件名、プラごみゼロの町をめざして。

要旨。今年の2月、県西2市8町の首長が、プラごみゼロ宣言をいたしました。県でも2018年、鎌倉の海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられたことをきっかけに、プラごみゼロ宣言をしております。どちらも、クリーン活動や使い捨てプラの削減、教育や啓発をうたっております。また、町はSDGs未来都市としても努力をされておりますが、一層の取り組みが求められていると思います。そこで、以下のことをお聞きします。

(1) 町内の公的施設で使用されている人工芝シートなど、プラスチック片の流出防止策はどのようにされていますか。

(2) 今後、さらに、人工芝の設置を検討されていますか。

(3) プラごみについての教育や啓発はどのように実施されておりますか。

以上、よろしくお願いいたします。

町 長 平野議員の御質問に、順次お答えをいたします。結論から申しますと、一層の取り組みが求められていると、私もそう思っています。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。プラスチックは、特に野外では太陽光等の影響による劣化や破損が発生することで、河川など自然環境への流出が懸念されております。現在、町内の公的施設での使用場所を申しますと、川音川パークゴルフ場や子どもの館、寄テニスコート、生涯学習センター、小規模保育なのはななどで人工芝を、酒匂川親水広場などで土のうやブルーシートを使用しております。これらにつきましては、劣化などが発生した場合、自然環境にプラスチック片が流出してしまうおそれがございますので、定

期的に点検を行い、劣化や破損のおそれがある場合は交換を行う、また実際に劣化や破損によりプラスチック片が発生した場合には、回収を行うことによって、自然環境への流出の防止を図っております。しかしながら、このような人的な防止対策であるため、さらなる徹底と意識向上が必要であるとも考えておりますので、プラスチック製品の利用に関するガイドライン等を定め、具体的な対応を行ってまいりたいと考えております。

続いて2つ目の御質問にお答えいたします。現在のところ、大規模な設置場所といたしまして、寄みやま運動広場や松田中学校グラウンドにおいて人工芝の設置を考えております。製品の選定に当たっては、今の時代に即し、環境に配慮した製品の選定をするなど、もしもプラスチック片が流出した場合でも、地球環境に影響がない製品の設置を考えております。今後、そのほか設置をする、大小の製品がある場合にも同様に、環境に優しいエコな製品を使用するよういたします。

3つ目の御質問にお答えをいたします。プラごみの削減及び再資源化に向けては、町民の皆様お一人一人の日常的な取組や協力が不可欠でありますので、効果的かつ継続的に環境教育や啓発を行っていくことが、とても重要と考えております。環境教育といたしましては、本町では地球温暖化対策として、平成28年度から行っておりますクールチョイス普及啓発事業の一環として、廃プラスチックに関連するワークショップや講座を開催しております。今後は、プラスチック汚染問題を取り上げた映画の上映会や、また、県西地域2市8町のプラごみゼロ共同宣言に伴い、小田原市の海岸などでのフィールドワーク等を含む小学生向けの環境教室の開催など、2市8町共同での取り組みを含め、環境教育を推進してまいります。

啓発の面では、町のイベント時における、海洋プラスチック問題に関するパネルの展示、エコバッグの配布。また、毎年5月の酒匂川統一美化キャンペーン、11月の丹沢大山クリーンキャンペーンなどの美化活動を通じて啓発を行ってまいりました。今後は、地球環境に影響を及ぼす危険性のある製品は、原則使用しないことを念頭に置き、これまでの取組を継続するとともに、例えば家

庭から出るペットボトルを100%リサイクルするための家庭用ペットボトル圧縮機の配布や、資源ごみの拠点回収の実施に併せて、町民が自発的な動きを生み出すための環境づくりなど、環境に対する危機意識を高めるための啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

4 番 平 野 御回答ありがとうございます。それでは、一つ一つ再質問をさせていただこうと思います。

こちらの質問に関しましては、プラごみという一つの、何ていうか、普通名詞のような形で件名を掲げさせていただいたんですが、メインはマイクロプラスチックということになると思うんですけども。プラスチックごみというのは、様々なタイプがございますけれども、結局、紫外線などにより劣化していくと、どんどん細分化されていくんですね。そして、5ミリ以下となったものをマイクロプラスチックというふうに現在呼んでおります。このマイクロプラスチックというのは、魚や貝が食べてしまう、海鳥なども食べてしまうということで、その生物に対しても脅威であり、また、食物連鎖の中で、最終的に人体にも取り込まれているということが非常に心配されております。その影響はまだ完全には解明されていないんですけども、研究途上ということなんですけども、何らかの影響があるのではないかとようになっております。冒頭の、鯨が打ち上げられたという事件ですが、これも原因としては、体内に蓄積されたプラスチックではないかというふうに言われております。あんな大きな生き物に対しても、何らかの影響があるということが、非常に心配されております。

人体に対しては、研究途上ではありますが、今年の1月、世界自然保護基金、いわゆるWWFですね、これが飲料水や海産物を通し、人類、人間が既に、週に最大5グラム、これクレジットカード1枚分なんですけども、それを摂取している可能性がある、と、新聞発表にありました。人体の影響に対しては、まだ未知な部分もあって、排出できるのか、それとも吸収しているのかっていう、その辺もまだちょっと分からないんですけども、既に人体に入っているんだということは発表されました。

そしてまた、このプラスチックの怖いところは、化学物質と非常に親和性が高いという部分があるんですね。水中に漂っているうちに、同じく漂ってきている化学物質、これもまた膨大なものになっているんですが、例えば塗料から出てきたり、薬品、化粧品、洗剤などにたくさん含まれているので、そういったものと吸着していってしまうと。つまり、マイクロプラスチックを取り込むということは、これらの物質も一緒に取り組んでいることになるということなので、その辺りがどのように生命に影響しているのか、この辺りも完全には解明されていないものですが、非常に心配はされているということです。

こちらの質問の直接のきっかけとなったの、5月15日、先ほど町長の行政報告にもありましたが、酒匂川クリーンキャンペーンに私も参加したんですけども、川音川のパークゴルフ場方面がうちの地域の担当だったものですから、歩いて行ったところ、パークゴルフ場が分かれて小さな川があるんですが、それを渡る木の橋の上に、緑のシート、いわゆる、あれも何ていうか、一番シンプルな人工芝と呼べるんですが、それがぼろぼろになっているのを発見いたしました。そのとき、大きなかけらは一生懸命拾ったんですが、本当に小っちゃくなっちゃった一つ一つの芝の形をした物質は、とても拾いきれなくて、担当者、集合場所に戻って、担当の方に報告をして写真も見せて、ほうきなどで集めて処理してほしいということをお願いをしてきたんですね。多分やってくださったと思うんですけども、その後、気になって、もう一回、先週見に行ったら、またぼろぼろになっていて、結局、そのくらいもろいものだっていうことなんですよ。なので、非常にこれは大変だなと思って、今回取り上げさせていただきました。

先ほどのお答えの中で、町内の施設どのくらい、こういった人工芝のようなものが使われているのかということで、全課的な調査をしていただいたのかな、それぞれ回答がありまして、私も思ってたところ、ああそうだなってところが、大体挙げられていたかなって思います。そして、それについて、どのような防止策があるかという点につきましても、お答えの中では、これがちょっとはつきりされてなかったかなっていうのがあるので、ちょっとこの辺

り、もう一回確認したいんですけれども。実際に、劣化や破損によってプラスチックが発生した場合には、回収を行うことによりというふうなことで防止を図っているというふうなことだったんですが、5ミリ以下になっちゃうと本当に拾うのは大変なんですね。どのようにして、その回収を行っているのかというのを伺いたいと思います。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。まず初めにですね、川音川パークゴルフ場、こちら担当している観光経済課でございます。美化デーのときには、大変御迷惑をおかけして、ありがとうございます、申し訳ございませんでした。また、ありがとうございます。御指摘を受けまして、すぐに対応はさせていただいたんですけれども、その後もすぐ、行ったときにですね、端から端からもろけてくるという状況は、確かに御指摘のとおりでございました。当課が例えば所管する場所がですね、先ほど答弁にもありましたとおり、公園ですとか、こういった場所が多いものでですね、いろんなところにシート、プラの関係のシートがございました。各場所がですね、やはり相当程度、もう損耗してるということで、ここは更新もしくは別のもの、今回のお話をきっかけにいたしましてですね、ひとつ環境に配慮したような、単純なこういったプラでいくんではなくて、耐久性も含めたものの製品の選定を今、しております。

御指摘にありました、特にパークゴルフ場のその新旧のホールを渡す橋のところ、あそこは川の上で、より自然に近いところ、そしてマイクロプラスチックの話ありましたけど、やっぱりそういった面では非常に厳しい場所だと思いますので、この場所に、そもそも敷いているのは、御高齢の方が多く使われるに当たってですね、やっぱりすべり止めを少ししなければいけないと、そういう趣旨で設置したものではございますけれども、そこをですね、しっかりできるようなものの今、対応を、別で取り替えようとしています。下の木をどう、滑らないで安心に行っていただけるかということで、一応、対応を今、考えているということでございます。

4 番 平 野 本当に、当日もね、すぐに対応していただいたようで、ありがとうございます。あの日も、夕方から雨というね、予報になっていたもので、とても心配して

いたんですが。結局、先週行ったところ、また同じようになっていたというので、たまたま、ちょっとプレーをされていた方が知ってる方だったんで、ちょっとおしゃべりしてたんですが、どうもね、人間だけじゃなくて、軽トラがあそこを渡るっていうんですよ。あれはちょっと、いくら耐久性があるものを用意、更新したとしても、ちょっと、その軽トラで耐えられるのかなっていうのは、ちょっと大変だなって思うんですが、何かその辺のところは聞いてもらっちゃいますか。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。パークゴルフ場、整備、管理に当たりましては、今年度も委託をさせていただいております。そちらの事業の中でですね、場内の作業に併せて、そこに今、重機…重機じゃないですね、車を含めて動くことがあります。ただ、橋も大分、ちょっとね、老朽化をしていますので、少しそこから問題はあるはあるんですけども、先ほど申し上げたとおり、今のシートは、別のものの今、代替を調整しておりますので、それが替わり次第、替えようということ考えております。

4 番 平 野 ありがとうございます。いろいろ、私が懸念するところは、既に担当課のほうでいろいろと動いてくださっているようで、ぜひ、そのまま、ちょっと注意をして、よろしく願いいたします。

先ほど、ガイドラインを作るんだというようなことも、お答えに、最初のお答えにありましたけども、ガイドライン、本当に必要だなと思うんですね。劣化の目安であるとか更新の時期であるとかね、その辺が、しっかりとしたほうがいいなと私も思っているのです。やはり、物によって、あるいは設置する場所によって、大分劣化は違ってくるかなと思うので、画一的に何年とかいうふうを書くしかないのかなとは思いますが、やはり人の目で、実際の感覚で常に注意をしていただけるとありがたいと思います。その辺は、ガイドラインを作られるときに作って、その、何ていうのかな、それを実施するだけではないんだということじゃなくて、柔軟に運営をしていただきたいと思います。

先ほど、1つ目の回答にあったところで、どこだったかな、寄のテニスコートなどもありました。中学もテニスコートあるんですよ。この辺りも一度更

新をしたのを、私たちも立ち会った、議員も立ち会って1回見に行った記憶があるんですけども、やはり、時々通りかかるときに見ていると、やっぱりちょっとまた薄くなってるのかなみたいなどころがあるんですけども、こちらは、あのコートには流出の防止とかは、どうなっているのか分かりますか。

教 育 課 長 寄テニスコートと松田中学校のテニスコート、松田中学校のテニスコートについては2面ございます。どちらのコートも、砂入りの、目砂っていう砂入りのポリプロピレンのものでございます。流出防止という特別な措置は取っておりませんが、寄のテニスコートに関しましては、鍵の貸し借りのときに、よく土を払ってくださいねとか、そういったことを喚起をしております。

現状を見ますと、やはり使っているところという、動くところというか、後衛の部分とか前衛の立っている部分、そういったところが埋没したりして、ちょっとくぼんでいるような現状でございます。議員がおっしゃるとおり、令和元年度に、その部分については、つぎはぎでございますが、改修した経過がございました。特に主立った、特別な、目に見えにくいものなので、改修をするといったようなことは、激しい劣化はないので、そういった措置はしておりません。

4 番 平 野 あそこは、多分これから、今後設置しようとしているグラウンドの人工芝などとは違うタイプなのではないかなというのは承知しているんですが、今おっしゃった、使用の後、出るときに土を払うようにというようなことは伝えているという話なんですけど、この要するに土のところ、プラスチック片が混じってしまうっていうことなんでしょうか。

教 育 課 長 詳しくは調べておりませんが、それはないと思われま。

4 番 平 野 じゃあ、これ土だから、今はプラスチックの防止にはなっていないということですね。やはり、薄くなっている部分があるっていうことは、何かしら流出をしているのかなっていうふうに予想できますので、その辺りをもう少し調べていただいて、必要な防止策をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

あと、お答えの中には、生涯学習センターっていうお答えが入っていたんで

すが、これはあれですかね、横の入り口のところにひいてある、足をしゅしゅしゅってやるシートのことですかね。

教 育 課 長 今おっしゃったとおり、2階の青空広場の入り口の部分の緑のシートのことでございます。

4 番 平 野 そうですね。青空広場とともに、何ていうの、休日用入り口のここにも、同じような緑のシートひいてあって、あの辺もみんなね、土を、何ていうか、落とすためにぎゅっぎゅってやる場所ですので、多分劣化もしていくと思うので、気をつけてお願いいたします。そういう小規模なものは、本当に気をつけて更新をしていくっていうふうな対応しかないのかなと思うんですが、先ほど柳澤課長がおっしゃったように、耐久性があるようなね、品が出ているものならば、ぜひそういった検討もお願いしたいなというふうに思います。

それからですね、なのはなで使われていると、小規模保育施設なのはなでも使われている、これはどのような使い方をされているのか分かりますか。

子育て健康課長 小規模保育所なのはなのほうで使っているのは、ちょうど玄関の横に当たる場所なんですけど、保育室から出たところ、子供たちが遊べる場所にひいてございます。子供たちが使うものですから、劣化した場合には、すぐさま取り替えるように対応しておりますが、これから環境に配慮した、子供にも安全なもの、これから替えるときには注意していきたいと思っております。

4 番 平 野 ありがとうございます。そうですね、ぜひ、特に子供が使うものならば、本当に気をつけたほうがいいのかと思います。また、1つ、これは町の施設になるのか、スプラポは町の持ち物なので町の施設と言えるかなと思うんですが、駐車場の中の、元駐車場の建物ですね、の中の人工芝、あれは事業者が設置してくれたというようなことは、ちょっと聞いたような気がするんですが、こちらの流出策などは、町がやはり責任持つべきなのかなって思うんですが、どうなっていますか。

参事兼政策推進課長 ありがとうございます。まず、人工芝の流出という観点の中の旧土木事務所跡地ですね、いわゆるスプラポの車庫に設置してある人工芝につきましては、設置後約2年と半年が経過している中でですね、いわゆる排水溝周辺またこの

人工の芝、緑の芝が剥がれていたことや、靴裏にですね、あそこ基本的には土足をしないような形を考えているんですけども、小さい子供たちが入った後の靴裏や、周辺に付着してた状況は今のところ確認はされておりましたが、先ほどの小さなものという観点では、目に見えないものもありますので、今後はですね、排水溝の対策、清掃、毎日清掃しているんですけども、そういうところもきめ細かく、今もやっているんですけども、やっていきたいとは考えてございます。

また、あそこの室内の部分に設置してあるものが、室内外専用の人工芝、いわゆるエコターフ人工芝というような素材でございます。これは一応環境にも配慮し、いわゆる足元の温度がですね、通常15度程度下げられる素材として設置してあるもので、普通の人工芝、外でやる人工芝、ゴムの下地がひいてあるんですけども、あれはゴムではなくてですね、基本的、燃やせるごみとして再利用もできるというような観点の素材として利用しているというところがあります。またですね、いわゆるゴムチップというのを外でやると、クッション、ゴムチップというのは、熱を落とすような役目もし、けが対策も含めたものなんですけども、それらも加味した上での芝としてエコターフというもので、あそこは、ゴムチップあるいは砂、一切含まれておりませんので、その辺の部分の流出というものの対策もしているというような現状で、引き続きですね、確実性については大丈夫だということはないので、町としてもガイドラインを定めた、定める前にもですね、徹底して取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。本当に私もスプラポのあそこに入ったこと何回かあって、コンクリートむき出しだったところがね、ああいうふうになっているのは、見た目も本当にきれいなんですが、実際にコンクリートからの、何ていうのかな、直接の冷えみたいなのも上がりにくくて、使っている方は快適なんではないかなって思います。やはり、その分、今、鈴木課長がおっしゃったように、参事がおっしゃったように、本当に管理ですね、対応をしっかりとお願いしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それからですね、2つ目の質問の回答にあったことなんですけれども…ごめんなさい、もう一つあった。1つ目にもう一つあった。ちょっとお答えの中にも、ちゃんとブルーシートとか土のうのこともね、指摘されていて、そこまで配慮が行き届いているということで安心をしたところです。この土のうに関しても私、クリーンキャンペーンの日、同じようにパークゴルフの隅っこのほうなんですけど、幾つか置いたままになっていて、ちょっともろけているものを気がついて、それも担当課にはね、報告したんですが、土のうも実は外に置いてあるので、結構劣化しやすいということがありますので、ぜひお願いします。そしてこれは、プラスチック片が流れてしまうという環境面と同時に、やはり、もろけてしまうと土のうの役割がなくなるというね、災害面もありますので、非常に気をつけてほしいところかなと思うんですね。あとは、パークゴルフ場では、柵みたいなものもプラスチック製のものが幾つかあるので、日が当たるところですので、劣化、気をつけていただきたいなと思いました。

あと、これはパークゴルフ場に限らないんですが、いろんなところでビニールテープはね、いろんなものを固定するのに便利で使っているんですが、これも結構、日に当たるところは特にもろもろになってくる。日が当たらなくても、人がたくさん触ったりするところは、もろもろになってくるので、そうなると、今度はプラスチックの繊維状になって、今度空気中も舞ってくるというのがあるので、なかなか対応難しくなってしまうので、もろける前に、こんなの交換しても幾らでもないものなので、見つけたらすぐに新しくするぐらいの気持ちで、ぜひ皆さん気をつけていただけると、これは全課で使われていると思いますので気をつけていただけるといいなと思います。これは要望です。

2つ目、今後の予定ということなんですけれども、お答えとしては、大規模なものとしては、みやま運動広場と松中のグラウンドというようなお答えだったと思います。選定に当たって、今の時代に即した、環境に配慮した製品を使うんだというようなことだったんですが、これは具体的にはどんな配慮になるんでしょうか、もし分かっている範囲で教えてください。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。みやま運動広場につきましては、まだ特に予算措置とかですね、はっきりした形になっておりませんが、少しずつ検討を進め、また機会があるときにですね、地権者の方であったり、関係する方々に、こういう構想があつてということをお伝えしながら進めて、慎重に進めておるところです。対応といたしましてはですね、まず、これだけの規模の人工芝を、これからどうやってやるんだというところで、ちょっと未知数でもございましたので、例えば南足柄市のグラウンドを整備されたところを見させていただいたりですね、あと、また人工芝のその業者様から、いろいろな情報を得ております。耐久性をいかに高めるか、要は、パイルっていうんですかね、この毛の部分、これが切れていってしまう、流れてしまう、これが一番問題というところでいけば、それは当然業者さんもですね、相当に耐久性の高いもの、こういったものを御用意をされている部分がございます。ただ、やはり割高には、どうしてもなるのかなというところがありますけれども、一番、そういった業者を何か所か今、聞いてですね、環境負荷、要は流出対策というのを、あと管理、管理面は、先ほどのガイドラインもそうですけれども、流出対策をいかにやるか。これは南足柄市なんかも相当に気を使いながらやっているところを見させていただきましたので、そういった部分も参考にしながら、この後の検討を進めていきたいと考えております。

教育課長 中学校の芝生化につきましても、まだ具体的な検討、協議とかはしておりません。みやま運動広場と同様にですね、今後、整備というか、検討をしていくんですが、授業、体育の指導、まず学校の運営上の関係もありますので、他の事例を研究するとともに、学校の先生、地域の方からの御意見なども参考にしながら、十分に考えてまいりたいと思っております。

4番平野 ありがとうございます。具体的には、私も幾つかの業者のホームページなどを見ておりますけれども、大分いろいろな対策をね、業者のほうも指摘されればやっぱり考えるというところで、いろんな対策をしてきているというふうなことは私も承知をしております。それらが本当に完璧なのかと言われるとね、ゼロなのかって言われると、なかなかゼロだとは言いきくとは思いますが

ども、本当に使うのであれば、限りなくゼロに近い防止策を取る、そして、適切な管理をし、お金もかかってしまうんですが、更新ですよ、その辺のそういった大規模なものを設置した場合の、そういった維持の経費、天然芝よりは安いとは思いますが、維持経費あるいは更新の頻度、更新の経費、その辺りも、ちょっと予算がまだだということなんで、その辺は全然未定なんだと思いますが、もし何かそういうのが分かっていたら、ちょっと教えてください。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。まだ、先ほど言っていたように、予算化という話の前の段階でございます。事業者も今、いろいろ聞けば、そこで出てくる見積りの数字の話でございます。みやま運動広場につきましては、グラウンドの面積が1万平米を超える大きいグラウンドです。そのうち、例えば9割程度を人工芝にやった場合、整備費用的なものは恐らく1億円は優に超える、1億5,000万ぐらいの例えば見積りがあります。これは多分、業者によって幅はございますけども、先ほど言った製品としてのその耐久性ですとか、こういったものを考えた場合には、これぐらいの費用が全体ですね、芝だけじゃなくて、全体の施工を考えたときに、これぐらいかかってくるだろうと。耐用年数については、メーカーの話でいきますと、大体7年から10年というお話がございます。ただ、先行して入れられている人工芝のグラウンドを、10年を経過しても良好に整備、管理をしておれば、10年を経過しても使えているところもあるというふうなお話でございます。ただ、更新という話になった場合には、やはり最初の初期投資に近い数字の、先ほど申した、その工事的なものを除いた部分というのが相当かかります。これも、今、業者の見積りでいけば、例えば1億とかそういうオーダーになる可能性があります。こういうようなのは、やはり工夫しながらやるもんだと思いますけども、今、見積りとかそういった形の調査をやっている段階では、こういった数字でございます。あくまで未確定ですので、よろしくお願いいたします。

4 番 平 野 教育も同じような感じですか。

教育課長 教育課でも、具体的なものは定まってないんですが、調査した中では、先ほどもありましたが、松田中学校、7,800平米のグラウンドでございます。こち

らに対しても、見積もりを取った業者とか、頻度とか使い方にもよりますが、その人工芝にした場合は約1億円ぐらいはかかるというような見積りを頂いております。全面張り替えも、先ほど7年から10年とありましたが、同様なことを、とか頻度によりますが、15年といった業者もごございます。現状はこの程度でございませう。

4 番 平 野 ありがとうございます。思っていたより人工芝、結構高いなっていうのが、ちょっとびっくりしたんですけれども。あと、この環境面のほかに、ちょっと安全面のことも気になる情報は、いろいろちょっと入っています。例えば、人工芝は膝に負担が大きくて、けがが多いのではないかというようなこと。これもね、対策は進んできてはいるというふうには私も承知しているんですが、天然芝なのか人工芝なのか土なのかということで、選手になっている方なんかは、恐らくスパイクを替えたりして対応されているのかなっていう気はするんですけれども、その辺の安全面。それから、あともう一つは、摩擦熱でやけどのような状態になるっていうことも聞きましたので、その辺。あと先ほど鈴木参事が、熱をため込みにくい、そういう芝が出てきていると、人工芝が出てきているという話をされていたんですが、私もそれは情報を入手しております。熱をため込みにくい加工をしているということで、実を言うと、緑の芝自体はマイナス10度、マイナス15度っていうふうな実績のデータが出ている反面、結局、熱を反射させる素材を使うということで、実を言うと、その上空、その上は逆に反射する分、温度が高くなるというデータも出ているので、これに関しては、ちょっとマイナスもプラスもあるのかなっていうところがありますよね。

あと、先ほど、ゴムチップの話もね、されていて、このゴムチップに関しても、非常に心配される部分ではあるんですが、最初の頃の人工芝は、このゴムチップを古いゴムタイヤを再利用していることが結構多くて、ちょっと環境面でもやはり問題があったというようなことも聞いておりますが、それもだんだん素材がよくなっているというような話も聞いておりますので、この辺もどういうふうに改良していくのか。服についてしまうので、それこそ、使い終わっ

たときに払ってくださいとかね、そうしないと、お母さん方、洗濯が大変なのかなと思いますけども。この辺の問題、環境面以外にも、こういった論点があるのではないかというふうに思います。

また、使い勝手のことですね、ライン引きは大丈夫なのか、それから、みやまに対しては、駐車場利用も考えなきゃいけないのかなって思うんですが、そういう利用のときに耐久性はどうなのかということ。あと、サッカー用と野球用っていうのは共用できるのかっていう心配も、ちょっとあつたりします。この辺も分かっているならば、ぜひ安全面、また使い勝手の面、分かっている範囲でお願いいたします。

観光経済課長 何点かみやま運動広場に関してということでの御質問にお答えをさせていただきます。まず、安全面とか、その摩擦熱、こういったお話に関しましては、実際にですね、その製品のクオリティーのどこまでの向上かというところにかかっているのかなと思います。ただですね、南足柄市の新しくできた人工芝のグラウンド、これに関しては、利用がやはり増えている。お子さんがやはり週末は、もうサッカー、ずっともういっぱい、土・日に関しては、ずっと埋まっている状況。平日に関しても高校生のサッカー部が利用する等ですね、やはりこういうところに安全面、何か問題があれば、利用はそこまで増えることはないかなというのが、すみません、ちょっと抽象的で大変恐縮ですが、の話になろうかと思います。議員おっしゃるように、土というもののよさもあるんでしょうけども、逆に言えば、人工芝というもののよさを感じての御利用が増えているということが考えられるかなと思います。

あとは、みやまの関係はですね、損耗の御懸念に関してでございます。若葉まつり、またロウバイまつりで駐車場としての利用をさせていただいております。ここがですね、やはりどうしても人工芝のところに車両が入る、これは損耗が早まります。早まるけれども、じゃあ、そこに車が入ったからといって、その人工芝が、ほかではまるきり使えないかということ、そうではないです。車が入っても、なお使えるような人工芝があるというのはメーカーのほうに確認をさせていただきます。環境面とその強さ、いろんなものを掛け合わせていくと、

どうしても費用が上がっていくのかなっていう懸念はございます。

お金がかかる、かかるばかりの話をちょっとさせていただいて大変恐縮ですが、当然これをやるには単費だけでやるような事業ではないと思っております。t o t oの補助金、またJ F Aの補助金、こういったものを南足柄市さんのときにも御活用なさっております。併せて指定管理者、民間の投資、こういった考え方もあると思います。そういうものを全体的に考えて、単にお金がかかるだけではなくてですね、うまく財源を取り入れながら進めていく事業かなと考えてございます。以上です。

参事兼政策推進課長

すみません、先ほど南足柄市というところが出ましたので、実際私も南足柄市でちょっと運動して、実際に体で感じてきたことも含めてですね、回答させていただきたいと思います。まずですね、一番害がないというのが天然芝という形になると思います。その次に人工芝という前に、今3Gという人工芝があります。これ、ヨーロッパサッカー協会なんかでも、いろんなところのスタジアムで使っております。天然芝と人工芝を合わせた、環境にも配慮し耐久性も非常に高いと。コスト的にも今試験的ですけども、普通の人工芝よりやや高いというような状況もあります。

そうした観点でですね、先ほどのゴムチップ。南足柄市で使ってるゴムチップについては、植物性の部分を使った、応用したもので、さっきの反射的な部分にも非常に対応できているというような素材でやってるところでございませう。このゴムチップもカラーゴムチップとあって、いろんなエコの部分で、色を変えることによって温度を下げると。あとその素材についてもですね、例えばクルミの素材とか、ココナッツとか、あるいは木で松、杉などの再利用としてやってるところも研究が進んでおります。やってるところも実際に高校の学校なんかではありますので。そういう部分を含めながらですね、今後検討していきたいというふうには思っております。

またですね、メリット。先ほど柳沢課長のほうが言われましたメリットとしては、稼働日数がございませう。雨の日でもできるというところで、年間普通の場合、雨で70日ぐらい中止になる部分を、人工芝、あればですけども、雷等

以外は使えるという観点で、数日というものは…これはあくまでもデータのなものでございます。また北九州市なんかの県立高校なんかにおきましては、人工芝において設置した理由に、防災拠点の位置づけ。普通の天然芝や土なんかの場合ですと、雨ですすね、非常に水たまりとかあって、そこに急遽対応できないという観点も含めてやった実証実験的な人工芝もあります。また砂ぼこりなんかの対応できるということも踏まえてやってるようなこともございますので、そうしたものを加味しながら、住民の皆様と、町民の皆様とですすね、協議しながら進んでいくという形で考えていきたいと思っております。

また一時的な駐車場の利用、これ、よみうりランドのプールですすね、2か月ぐらいかな、これも過去に実証実験やって、どのくらい耐久性があるかということ、大きな影響はないというような業者からとよみうりランドの管理者からも聞いておりますが、やっぱり車が入る以上は多少のあれはあるということも含めてですすね、今後検証をしていきたいというふうに考えてございます。

また一番最終的にはですすね、いわゆる排水の問題だと思うんですけども。そこをどう今後やっていくかと。排水のところはどう抑えるかという取組が今いろんな企業さんが取り組む中で、5個の課題を克服することを条件に人工芝を設置するということになりますので、そこに排水の問題があるので、その排水をいかに海に流さないかというところを研究をしておりますので、その辺も含めて今後調整していけばなというふうに思います。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。ちょっと時間がなくなってきたのであれですが。今こういうふうに質問ね、あとお答えいただいただけでも、随分いろいろな論点、あとはいろいろ新しい情報が入ってきてるなというふうに感じました。このことをやはり町民も巻き込んだ議論が必要なのではないかと思いますので、年頭に上がっていたSDGsのプラットフォーム事業ですすね。あれなどを利用して、こういった議論をぜひやっていただきたいなと思っておりますので。これは要望としてぜひお願いいたします。

また3番につながることは、人工芝、個人の庭などでもすごく使われているので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。1つだけ

ちょっとお勧めの映画があるので、こちらをちょっと挙げて終わりにしたいと思いますが。「マイクロプラスチックストーリー」という映画がございます。これは子供たちが主役になっていて、アメリカの映画なんです。ドキュメンタリーで、このプラスチック問題を学ぶということを2年にわたって学校でやるということをやった、どれだけみんなが学び、議論をし、実際に行動していったというドキュメンタリーなので、ぜひ、もしやるのならこの映画などを取り上げていただければなというふうに思います。実際にこの横浜の子供たちがこれを見て動き出したというのがありまして、学校の給食のストローの削減につながったという話なので、ぜひ松田の学校でもそういった議論が行われるといいなと思います。こういったことはやはり町民全体の協力ができないことですので、ぜひ啓発のほうも頑張ってくださいと思います。

時間が押していますので、これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第3号、平野由里子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開いたします。 (11時20分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 それでは議長の許可を頂きましたので、受付番号第4号、質問議員、第5番田代実です。よろしくお願います。件名 富士山溶岩流で宮下水源全壊のとき、飲料水は確保されるのか。

令和4年度松田町上水道事業会計当初予算で、酒匂川と川音川合流地点にある宮下水源に、水害対策（建屋防水）工事として2,450万円が計上されました。一方、富士山火山防災対策協議会は17年ぶりのハザードマップ改定で、噴火による溶岩流は鮎沢川から酒匂川をゆっくり流れて、松田町に7日後から57日後に到達する可能性があるとのこと。そこで次のことについて町長のお考えを伺います。

(1) 松田町地域防災計画での飲料水に関する位置づけ。

(2) 酒匂川水系における溶岩流被害に対する飲料水への影響。

(3) 宮下水源が溶岩流による火砕被害、押し流されてくる溶岩流により倒壊などによって全壊したときの飲料水の確保。

以上、3点について回答をお願いいたします。

町長 田代議員の御質問に順次お答えを申し上げます。令和3年度に山梨県、静岡県、神奈川県との3県等をつくる富士山火山防災対策協議会は、17年ぶりにハザードマップを改定いたしました。新たなマップでは最大規模の噴火の場合、溶岩流が松田町に7日後から57日間の間に到達する可能性が示されております。火山災害は予兆から噴火まで長時間となる場合や、噴火に至らない場合も想定されます。また噴火後、数時間で鎮静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できず、普通の災害と異なり不確実性を有しているものでもございます。このため、国や県などをつくる富士山火山防災対策協議会は、広域避難計画の策定完了を1年延長し、令和4年度末としておりますので、町はこれを受けた上で、より具体的な避難計画の策定を予定しております。

それでは1つ目の御質問にお答えを申し上げます。松田町地域防災計画での飲料水の位置づけにつきましては、同計画第2章10にライフラインの確保、第3章11にライフライン応急対策の項目の中に記載され、飲料水は我々が生きていく中で最も重要なものの一つとして位置づけております。ライフラインの確保につきましては、災害予防対策について定めており、上水道の給水対策として水源地や配水池などの施設整備、応援協力体制の整備、町民への広報活動、非常用飲料水貯水槽の利用などを記載しております。またライフライン応急対策については、緊急の給水要領について定めており、応急飲料水の確保、被災者への供給、保有する資材・機材の整備、広域的な連携の強化、給水体制の確立など、被災地の対処を明記しております。

自然災害等が発生した場合の飲料水の確保については、非常用飲料水貯水タンクの設置場所や、地域集会施設などに給水タンクを設置し、臨時の給水所等を開設して、町民の方々に飲料水の配布を行います。現在、1日の最大取水量

は、町内6水源から8,557立方メートルの取水能力を有し、各配水池には合計4,970立方メートルを貯水しております。また非常用飲料水貯水槽は、松田中学校グラウンドに30立方メートル、役場駐車場に40立方メートル、松田小学校に今回新たに40立方メートルの3か所に設置し、合計110立方メートルを貯水しております。配水池非常用飲料水貯水槽の飲料水との合計5,000トンで、80立方メートルに対し、1日1人当たり飲料水3リットルを基準として算定いたしますと、松田町の全人口、5月の1日現在になりますけども、1万564人に対して考えた場合には、約160日分の飲料水を補給することが可能となっております。

続いて2つ目の御質問にお答えをいたします。松田地区の水は深井戸からくみ上げた地下水を取水しております。溶岩流は酒匂川沿いに流れてくると考えられていますが、宮下水源では深さ120メートルと50メートルの2か所から地下水をくみ上げており、時間をかけて地層の中を通過してきた水でありますので、衛生上安全であると地下水を調査している委託業者から伺っております。さらに地下水につきましては、足柄上地区地下水保全計画により、地下水の現況を毎月把握しております。水質の分析につきましては年2回行っており、有事の際には別途分析を委託し、飲料水の安全の確保を行った上で利用してまいることとなります。

続いて3つ目の御質問にお答えをいたします。富士山火山防災対策協議会の災害規模の溶岩流下のシミュレーション想定では、溶岩流は6日と4時間後に酒匂川沿いに流下し、庶子地区から神山地区の県道712号線まで東に進み、大井町との境界までは30日と20時間かけてゆっくりと進行します。酒匂川に流れた溶岩は、JR御殿場線から北へ向かい、東名高速の位置までゆっくりと進行します。ちなみに松田町役場は41日と15時間で溶岩流下に覆われます。御質問のように、宮下水源まで溶岩が流下したと仮定した場合、宮下水源は約30日前後で溶岩下に覆われるものと想定されております。

松田地区には宮下水源と中河原水源のともに深井戸からくみ上げている2つの水源があり、このうち中河原水源については、富士山ハザードマップの最大

想定でも溶岩流が到達しないこととなっております。溶岩により宮下水源が使用不可能となった場合でも、中河原水源の取水能力が1日約3,900立方メートルであるため、1世帯1日当たりの生活用水の給水量基準を十分に確保することができると考えております。溶岩流の流下の状況や降灰による断水など、非常事態が発生した場合は、開設する臨時の給水所を逐次安全な場所に移動させ、常時給水所を確保いたします。そのほか、避難所用飲料水として、ペットボトル飲料水を500ミリリットル換算で10,536本、約5トンを保有しておりますので、583人に対し3日分の補給ができます。

また災害時の協力体制としては、日本水道協会と応急給水、応急復旧を自治体相互に援助する覚書を交わしており、そのほか神奈川県や千葉県横芝光町との防災協定や、秦野市、中井町及び大井町との1市3町の協定、県西地域広域市町村圏との協定を結ぶなど、災害時の飲料水及びその供給のための必要な資材の供給等を行うことになっておりますので、町外からの支援体制も確保しております。さらに県へ給水及び給水に関する支援を依頼し、県保有の給水車支援や自衛隊の給水民生支援など、多様な手段を確保することとなります。今後も大規模災害においても、町内外からの給水の確保することにより、町民の方が安全・安心に暮らしが送れるよう引き続き対応してまいります。以上でございます。

- 5 番 田 代 丁寧な回答、ありがとうございます。初めに私がこの質問を考えたのは、富士山の大噴火、1707年、宝永噴火以来300年以上経過しております。まだ私たちの時代では大丈夫じゃないだろうかという考えも私の中でも一部あります。しかしながら災害は忘れたころにやってくるということです。近年の実例では2014年、8年前の御岳山の大噴火による大きな噴石で、死者・行方不明63人になっております。また1990年から95年の雲仙普賢岳噴火では、44の方が火砕流の犠牲になっております。さらに34年ほど遡ります。1986年、昭和61年、伊豆大島三原山の大噴火による溶岩流被害、このとき大島の町民は約1万人、島外への避難ということは、皆様にもはっきり記憶に残っていると思います。このときはまさに溶岩流による大被害でした。このようなことから非常に危機感

を持たなければいけないのかなど。いつかは来る、そのために最低限どれだけの計画を立てておくのかということ、まず1点目の地域防災計画の位置づけ。これについて質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁であったとおり、こちらの防災地域計画書ですか、松田町地域防災計画、この中の34ページですね。10としてライフラインの確保、それと75ページ、11番、ライフライン応急対策ということで、町民の命を守る飲料水について、はっきり記載があります。ここでもし防災計画、見られていたら、確認をしていただきたいと思います。それに基づいて質問します。

75ページのライフライン応急対策、この(1)番です。(1)その1番、①として、被災者に対する飲料水の供給は町長が行いますと、このように記載されてます。何を行うのかということ、②といたしまして、対象者及び給水量。災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染または枯渇したため、飲料水が得られない方に1日1人3リッターを供給するものとしますと。この3リッターについては、先ほど回答3番であったとおり、積算根拠もしっかりされていて、役場の地下の貯水槽、松田中学、松田小学校ですか、その貯水槽を確保すれば、このように1人1日3リッターを確保できるという回答で、しっかりとこの辺は計画と今の質問がリンクしてるのかなと感じます。

次に応急飲料水の供給方法、これについて少しやり取りをさせていただきます。(1)の給水対策のその後の③です。応急飲料水の供給方法。このアです。応急飲料水の確保。沢水、河川水及び井戸水等をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保しますと。次がイとして、地震対策用応急飲料水と、かねて設置してあるプールの水。常に満水にしておき、応急給水及びろ過による応急飲料水のために確保します。次にウです。町内の井戸のうち、水質・水量等を考慮して、飲料水として適当と判断されるものは、災害時の飲料水及び防火用水として指定しますと。最後にエです。長期保存可能なペットボトルにより飲料水を確保しますと、この4点が記載されてます。

その中で、ここでちょっと議論をさせていただきたいと思います。アです。沢水、河川水及び井戸水等をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて

飲料水を確保しますとなっております。これ、初めの初動の段階で、ここまで町の防災本部のほうで、町長の指揮によってできるのかなっていうことを感じます。実際問題、職員が120人ぐらいだと思うんですけども、その中で災害が起きてすぐ参集できる職員、これが何人いられるのかな。また消防団員、お手伝いいただけると思うんですけど、直営で行うときには、この職員と消防団員あたりが初期の応急措置だと思います。そのときにこの仕事をできるのかなというふうに感じます。この点について、まず1点質問です。

次にイとエはそのとおりだと思います。町でやるべき仕事だと思うんですけど、ウです。町内の井戸のうち、水質・水量を考慮して、飲料水として適当と判断されるものは、災害時の飲料水及び防火用水として指定しますとなっておりますけれども、これも指定して水を確保するために町長の命令で動くんですけども、この関係については、私、今回の富士山のこの大噴火というテーマがありますので、よい機会なんでね、この辺は見直しをする必要があるんじゃないかと。実態として、初動体制ではこれは無理なんではないかと。もう少しして落ち着いたときには、ある程度町長の指示で行うと。イと今のアとエについては自主防災組織、これに委ねて町がバックアップするべきなのかなと考えますが、この辺は町長、いかがでしょうか。

町長 ここに書かれてるようにですね、大切なのは基本的にいろんな施設が使えなくなると、水の供給ができなかった場合のことを前提にここには書かれているわけでありまして、応急飲料水の供給ということで、普通に飲める水がにっちもさっちもなかった場合には、こういうふうな対応をして水を確保するというふうなことを書かれているわけだと私は認識しております。ですので、初動といたった位置づけでの物事の考え方からしてですね、もう初動の段階からほかの一般的なさっきに言った、ペットボトルであったりだとか、貯水槽の水がもう使えないとかいう話になったときには、わらをもつかむ思いでこういった水を利用させていただく。そういったことでのここには記載をされてるというふうに認識していますので、初動ということを前提にした場合の水の使い方については、また別途今言われてるような格好で、適応してない内容があるとすれば

ですね、そういったもののカテゴリー的に分けて、この水の供給体制をまた、ある意味この計画をもとにしたアクションプランみたいな、こういうことを作る必要があるかなというふうには感じております。以上です。

5 番 田 代 総論として、今の町長のお答えでよろしいかなと思います。しかしながら新しい…これは平成元年に策定したもので、今回新しい課題として富士山の大噴火ということで対応しなければいけない問題、そのように考えます。したがって、ここの中でも冒頭、計画については令和4年度末までに富士山火山防災対策協議会が避難計画の作成を完了するというようになっております。ですから令和5年3月31日、かなりの精度のものが上がってくると思います。それ以降にこれを受けて具体的な避難計画の策定を予定しておりますというふうになっておりますので、今の私が申し上げた初めの初動では、アとウについては非常に難しいということで、今町長のお話のあったアクションプラン、そういったもので、もとにあるものを若干変えていただいて、詳細計画については実態に合ったことをお願いしたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

町 長 おっしゃられてるとおりになるんじゃないかなと思います。この計画を本当に見るとですね、やはりほかの計画と一緒に、総合計画もそうですけど、実際この計画をもとに、どういった格好でやっぱり動いていくのか。時系列的にやっぱり考えなきゃいけないことがありますので、今後はその計画を基にですね、より具体的な町民目線の計画にしていくことになろうかというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 はい、御回答ありがとうございます。その際にもう一方の34ページ、ライフラインの確保ということで、飲料水対策、給水対策について示されております。ここについては上水道、主に書いてあって、井戸水の利用という2点が頭出ししてありますけれども。私、いざとなったときには沢の水、75ページのほうでは沢水ということで入っております。位置づけとして、この地域計画のやはり柱になってるものなんで、沢水ということはこの34ページに位置づけしていただくと。松田山、要するに惣領と庶子地区の後ろに抱えている松田山。ここには大きい沢で河南沢、それと山北境の大沢、ここの水量というのはかなり豊富

です。それとあと、水量は若干今の沢よりも少なくなりますけれど、恐らく10本以上の沢があります。この沢の水を使って、先ほど私が投げかけた、ろ過して飲料水にすると。そのようなことをある程度、この大きなプラン、計画の中に位置づけて、その具体的なものはアクションプランで示していただければいいのかなと。特に防災訓練ですよね。このように富士山の話とか、あとは浸水の話だとか、ハザードマップもできて、宮下水源で水を守ろうという中で、もしものときのことの初期の段階では、やはり町民の水を確保するためには、沢水の利用と。それには、防災訓練いつもやっていますよね。そのときに、ある程度防災訓練でそういった目線で、沢水を利用して、それでろ過をして水を使うと。このようなことを担当課長に提案しますが、お考えいかがでしょうか。

総務課長 御意見ありがとうございます。今おっしゃられたように、まず初めに防災計画のほうのこのライフラインの確保のほうにつきましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、これを受けてアクションプラン的なものを作りますので、その中で沢水等の内容等についても検討しながら、位置づけられるものは位置づけていきたいという形で考えております。

それからですね、沢水等を使った防災訓練等はどうかというお話の中で、防災訓練のそれぞれテーマを決めながらですね、今年はそういうようなこともひとつやれたらやっていきたいなという形では考えておるんですが、今後ちょっとこれから防災訓練の内容等についても計画していきますので、その中で検討等させていただければと思います。以上です。

町長 今の補足になりますけども、全てが前提があつてのことなんですね。ここに書かれてるのは、一応一つ一つに対しては、風災害であったり土砂災害であったり、あとは地震であったりっていう。富士山についてはそんなに詳しく実はこの中には盛り込まれてない。先ほど冒頭でおっしゃられたように、まだそのときには、この策定したときには、そこまでの危機感がなかったような状態がありますので、沢水、沢水って言っても、富士山が噴火して灰が落ちてきたりとかしてるときに、沢水が使えるかという、果たしてどうかということもありますし。土砂災害だとかそういったときの沢水は絶対使えないと。ただ、単

なる地震が起きたときはひょっとしたら使えるというような、ケース・バイ・ケースの前提の中で、それをきちっとした策定とか想定をした中から、地域の方々と、じゃあ今回はこれになったときにはこういうふうにしましょうとかっていうふうなことが多分必要になってくるのではなかろうかというふうに考えてますので、この計画にはそういった、富士山の火山についてのときにこうなりますというの、特殊災害のときという形でしかちょっと書かれてないので、本当にそれ、御指摘頂いたようなことも含めて、かなりこれをさらにもっと改定もしなきゃいけないかなというように考えています。以上です。

5 番 田 代 私の質問書の中には溶岩流、これを主について書かせていただきました。私自身、数字が300字以内ということであったんで、火山灰についてはここでは省略をさせていただきました。今、町長からもお話のあったとおり、火山灰。松田山で私の体験から申し上げますと、私の畑が150メートルのところにあります。そこは30センチ掘るとその下が火山灰で、大体20センチから30センチ、ずっと積もってます。今、町長のお話のように、沢が火山灰で使えないかもしれないというふうなお話ありました。私もそういう懸念はしてます。しかしながら、あとほかのところの私の畑が250メートルとか100メートル前後のところであるんですけども、そこにはないんですよ。そうすると多分東側、富士山山頂から東側が噴火して、細長い感じで風に乗ってきてるのかなという。ですから、そういったことで、沢が全滅っていうこともないと思います。ただ、私は防災訓練でろ水器、城山地区はろ水器使ってみんなにやってもらってます。いざというときに富士山の大噴火も含めて、それ以外にもいろんな災害が含まれて、やはりろ水器を絶えず動かして、機械が動く。それとそこにいる住民の方がその操作方法を知ってるというふうな考えの中で、先ほど関係者と話し合ってたのでね、飲料水…ごめんなさい、自治会連絡協議会ですか、イコール自主防災会長になると思いますので、そういったときにろ水器の取り扱い、これを広めていただきたいと思います、課長、いかがでしょうか。

総 務 課 長 自主防災会の前に防災会議というのが、自治会長の中で7名選出してる会議がございますので、そちらの中です、防災意見交換会というのをやってお

りますので、その中でも防災訓練のお話であったりとか、そういうふうなお話があったということの中で、対応できるもの、もちろんそれぞれ各自治会のほうでもテーマにしたいこともございますので、その中で調整をしながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。今、町では自治会の地域担当職員ということで、行事があるごとに職員の方、派遣しております。私もこの間、地域の廃品回収あったんですけども、職員の方3名が来てお手伝いされてます。要はそういうことによって、役場の職員と地元の方の接点はかなり、この何年かで強くなってると思います。そういう中で担当職員の方と自主防災会の方が連携しながら、いざというときに役立つ訓練、こういったものを検討していただけるということで理解させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に2点目の質問に入らせていただきます。ここでは酒匂川水系の溶岩流被害に対する飲料水、この影響はどうなんだということで、回答では、特に宮下水源ですね。深さ120メートルと50メートル、この2か所から地下水をくみ上げています。溶岩流が来てたとしても、結構深いところで、地下水、伏流水ですから、影響はないのではないかと回答になっております。私も多分、そうか、それだけメートルがあれば大丈夫かなという感じはしております。そこで地下水の現況を毎月把握してますというふうになっております。これについて何をどの程度把握されているのか。宮下水源の地下水の、例えば1日当たりのポンプアップできる水量、これがある程度もう常時確保されてるから、溶岩流が来てもその水は確保できると。縦は別ですよ、下の水は確保できると。そういうことでよろしいのかどうかね。この辺について担当課長、少し説明をお願いいたします。

環境上下水道課長 今の件につきましては、議員がおっしゃったとおり、地下水の水位について毎月把握しております。以上です。

5 番 田 代 ボリューム的には1日どのくらいの水をポンプアップできる能力が今現在あるんでしょうか。お願いします。

環境上下水道課長 はい、すみません。宮下水源につきましては、1日3,600立米でございます。

以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。3点目の質問で、1日…ごめんなさい、分かりました。3,600立米ということで理解させていただいて、この水は、汲み上げることができれば十分飲料水を確保できると、そのように理解させていただきます。

では、最後の(3)番の関係について、これがたまたま今回上水道事業会計で、浸水したときに2メートルまでは大丈夫だと、そのようなことで改修する予算が計上されました。一方で、今回、富士山火山防災対策協議会、これが今回3月に中間報告を行って、先ほどの答弁だと4年度の末、2年後の5月の、5年の3月までにしっかりしたものができるということです。現在、中間報告で示されたものが火口の数、それが、前回の計画では44か所だったものが252か所、約5倍に想定してます。次に噴出量、これについては7億立米から13億立米、約2倍以上です。それと、一番ポイントになるのが溶岩流の到達市町村。これについては、前回は山梨県と静岡、これで12か所ぐらいの市町村に到達すると。今回、神奈川県が加わって15から27に増えました。そのような状況で、前回の17年前の計画と比べてかなりシビアな計画になっているようです。

ここでお尋ねしたいのが、特に神奈川県ですよね。神奈川県、そちらのほうの影響。新聞報道では、東京都の中央防災会議が東京都に約10センチぐらい、今のは火山灰ですね。火山灰が神奈川県から東京都のほうに向かって、東京では約最大10センチ程度の灰が予測されてます。このような中で、山北から松田辺りの上空を通過して東京のほうに行くと思うんですけど、今の計画では、この火山灰がどの程度来るとか、そういう情報は持っているでしょうか。

総 務 課 長 今回の議員の質問にお答えします。まず初め、火山灰の話でございます。今現在の防災対策協議会の火山灰、予想火山灰につきましては、宝永火山の降灰量、これは神奈川県だけじゃなくて、東京、神奈川、山梨、静岡で、全部の対象で約7億立米を見込んでおります。ただ、これは平成26年の防災マップの想定と現在は変わってない状況でございます。そのときに東京も10センチという話の中で、今現在、神奈川県で単独でどうなのかというのは、そういう数字は出ておりませんが、平成26年時点がやはり東京も10センチ、神奈川県は30センチか

ら50センチという形での記載でございます。以上でございます。

5 番 田 代 今回の計画についていろいろ調べてみますと、300年前の宝永噴火のときよりも、864年、紀元864年、貞観噴火と読んでいいのかなと思うんですけども、このときが一番大きい被害だったそうです。今回はその被害を、最悪の被害を想定して、今お話ししたように数もそのときの最悪のケースでうたっているそうです。そういったことですので、結構こういう問題って幅が広過ぎて難しいとは思いますが、しかしながら、今の火山灰ですよ。この辺については、溶岩流はゆっくりゆっくり来るんですけど、火山灰は先ほどの話のように全体的に降ってきます。そのときに先ほどの話、水の問題もあります。そして、溶岩流が下りて来て、今度は川沿いにこの泥石流というんですかね、火山灰の泥みたいなやつが流れてくると。そういうことも想定されますので、可能な範囲で計画に入れていただければありがたいのかなと感じます。

その中でね、ちょっと1点気になったのが、その計画なんですけども、去年の4月15日、全員協議会で、富士山のハザードマップの改定ということで、防災担当から全員協議会で示されました。そのときの概要の、担当課長、一番下の行です。行の上から2つ目かな。噴火の7日後から51日の間に溶岩流が到達する可能性があります。気になったのは、この後、「なお」で、火山灰の降灰、落ちてくる火山灰に関しては、従来と変化ありませんって出てるんですよ。ところが、今、私、先ほど申し上げたように、864年の大噴火、それを最悪の事態を想定して噴出量が7億立米から13億立米、それと噴火の数も5倍の252か所から噴くのではないかというふうに記録、新聞報道もされてますけれども、火山灰については従来と変化ありません。この辺がちょっと分からないんですけども、御説明をお願いいたします。

総 務 課 長 すみません、議員の質問に、先ほどの質問とちょっと重複してしまうところがあるかもしれませんが、要は、火山灰の予想については、今の対策協議会のほうでも数字はですね、前回の平成26年の富士山火山防災マップで採用した数字、要は宝永火山の降灰、7億立米を採用しております。ですから、去年、昨年の全員協議会でお示しました火山灰の降灰に関しては、従来と変化はあり

ませんというのは、火山灰としては7億立米で変化はありませんということで、そういう形での表記をさせていただいているので、基本的には7億立米のままだよという形になります。以上です。

5 番 田 代 捉える時点が違っているということで理解させていただきます。その後に発表されたものは13億立米と。これについては、最終的に報告書が固まったときに、それを考慮しながら地域防災計画を改定していくと、富士山火山編を入れるような感じで考えていくと、そのようなことでよろしいですね。はい。

最後の質問になりますけれども、冒頭、答えのあったとおり、富士山火山防災対策協議会、広域避難計画の作成完了を、本当は来年の3月だったんですけど、1年延長して令和4年度末までと、5月31日までに策定すると。町はこれを受けた上で具体的な避難計画を策定しますということで、これは一本筋が通っていると思います。

一方で、お隣の開成町も私と似たような富士山の噴火の質問をされる議員がいたので、おたくの町はどうなのよということで、確認、ちょっと情報交換をさせていただきました。そのときには、開成町は、地域防災計画、富士山の大噴火とか溶岩流ですね、そのような中で吉田島地区が一番危ないというふうなことと…それは水害です。溶岩流については、開成町は低いですから全体的に危ないという位置づけをしています。去年の資料を頂いた、これですよ。これを見ると、松田町よりも開成町は大きく塗られています。開成町自体は、かなりこれに危機感を持ってられるようで、今年の3月ですか、最低限の位置づけをしようということで、まだ中間報告で確定はしてないんですけども、開成町の場合、どうするんだというふうなことで、地域防災計画の中に富士山火山防災対策編ということで、あくまでも概要ですね、ガイドラインを入れたというふうな話をされています。

これで最後に町長に確認させていただきたいんですけども、一つの手法で、2年後の3月まで待って、それを基に計画をつくっていくと、具体的な計画をつくっていくという話なんですけれども、やはり少しずつ、一遍にはできないのでね、概要辺りを、もう今の中間報告辺りを基に、細かいのは構わないと思

うんです。大筋だけはそういったことで地域計画に早い時期に作成していただくと。それで今度は、はっきりした計画が出たときには、今度はアクションプランですね。そういったものを行っていくということで、2段階で行っていただければよろしいのかなと思います、町長、いかがでしょうか。

町長 御質問ありがとうございます。御提案いただいたとおりにですね、今の現状で知り得る仮定、仮想をした中で、常にやっぱり対策をこういうふうにしていかなきゃいけないというのは、もう危機管理上当たり前のことだと思っております。ですので、その富士山火山のハザードマップができた時点で、我々としてはこの正式なですね、正式な形で出たときというふうに思っているところもあったのは、今回の御指摘の中でちょっと反省すべき点だなというふうに感じておりますので、担当課と想定できることを想定しながら、これに、正式な会議というよりも、これにガイドライン、ガイドラインというか、何ですかね、改定版としてじゃなくてですね、ここに盛り込んで、その後の具体的な、答弁に入れましたけど、より具体的なところにつなげてまいりたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 御答弁ありがとうございます。今、町長からも修正いただきましたとおり、一遍に取って計画をつくるより、やはり先ほどの話で、自治会長さんと話したりだとか、関係機関と話したことをボトムアップしながらね、ある程度時間をかけてガイドライン的なものを作っていただけというふうなお話ですので、ぜひそのようなことでお願いしたいと思います。

その件に関しては、いろいろもう少しかみ合わないかなと思ってね、時間を50分取ったんですけども、今回、町の考えも理解できましたし、前向きに取り組んでいただけるということですので、私の一般質問、15分余しますけれども、これで終わりにします。御清聴ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、田代実君の一般質問を終わります。

受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、子どもたち

に支援が求められる施策について問う。

(1) ハイリー・センシティブ・チャイルド、略してHSCは、生まれつき人一倍繊細な特性を持つ子供のことで、周囲から理解されず不登校になることもあります。そこで、学校現場でのHSCの支援についての御見解を伺います。

(2) ヤングケアラーは、家族にケアを必要とする人がいる場合、大人が担うような重い負担を負う18歳未満の子供のことで、実態把握と支援体制の整備が重要だと思いますが、御見解を伺います。

(3) 50人に1人の子供が弱視であると言われ、6歳頃までの早期発見・治療が大事とされていて、発見には専用機器を用いての屈折検査が有効とされています。そこで、専用機器導入についての御見解を伺います。お願いいたします。

教 育 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えさせていただきます。私からは、1点目の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、ハイリー・センシティブ・チャイルド、通称HSCについては、南雲議員が御説明されたとおり、人一倍敏感な子供という意味で、アメリカの心理学者が提唱した言葉でございます。HSCの子供の特徴として、間違うことを恐れ慎重になりやすい、音や匂い、肌触りなどに敏感、ほかの子が叱られているのを見て自分も叱られているように感じる、他人の機嫌や変化を察することができるなどといったものがあります。これらの特徴は、個人の育ってきた環境などに左右されるものではなく、HSCのほとんどの人が持っている側面となります。つまり、親の育て方が原因でHSCになるということではありません。また、現在のところ、国におきましては、HSCについての定義はありません。したがって、教育委員会では、HSCは病気や発達障害ではなく、児童・生徒の生まれつき持つ特性であると考えております。

御質問の学校現場でのHSCの支援についてですが、現在、松田町では、HSCと判断される児童・生徒はおりませんが、教育委員会では、HSCの子供たちに限らず、全ての子供たちが安心して過ごせるように、松田町立学校の教職員は、児童・生徒の一人一人の個性が尊重できるような環境づくりに学校と

して、チームとして取り組んでおります。

具体的には、学校現場では、教員一人一人が児童・生徒の一人一人の心に寄り添った指導ができるよう、生活アンケート調査を中学校では毎月1回、小学校では学期に1回実施し、実態把握をしております。

また、日々の学校生活で、教員から児童・生徒への細やかな声かけなどをすることによって、児童・生徒の小さな変化を気づいたときや、発信するサインを受け取ったときには、管理職、教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当教員、養護教諭との相談やケース会議を行うなど、該当する児童・生徒に合った支援方法を考え、実施しています。その際に専門的な知見が必要な場合であれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医に相談をし、専門医につなぐことや、町子育て健康課や児童相談所などの関係機関と連携を図ることなど、個に応じたよりより支援が行えるように教育相談体制や支援体制を整えております。

しかしながら、不登校傾向になっている児童・生徒もおります。そのような児童・生徒のために、多様な学びを提供できるよう教育支援センターであるほほえみ教室を設置し、専任教員が児童・生徒の一人ひとりの個性、実情に合わせた指導を行っております。

今後は、HSCという概念は十分に理解されていない部分もありますので、教育委員会といたしましては、教員に対してHSCに対する理解も深めていきたいと考えておりますので、御理解を下さるようお願いいたします。

私からは以上でございます。

町 長 私から、2点目、3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、2点目でございます。ヤングケアラーとは、議員がおっしゃるとおり、家事や家族のケアなどを日常的に行っている18歳未満の子供たちのことでございます。本町では、子供に身近であり異変に最も気づいていただける学校現場にて日頃より注視していただいておりますが、現在は、該当となる世帯、児童・生徒はいないと伺っております。

ただ、ヤングケアラーは、本人には自覚がなく、当たり前のことと捉えてし

もう場合もあり、状況を把握することが困難な面もありますが、これから夏季休暇を迎えますので、その前に小学生・中学生向けにチラシなどで周知を行い、家族だけでなく子供にも分かるよう啓発を図ってまいります。

また、ヤングケアラーではないのかなと相談があった場合の支援体制につきましては、ケアを行っている子供だけでなく、その家庭の状況を把握し、町福祉課や児童相談所、小田原保健福祉事務所の生活保護担当など、ほかの機関と連携し、介護や障害など必要な対応ができるよう連携体制を整えております。

次に、3つ目の御質問にお答え申し上げます。お子様の弱視の早期発見に有効とされる屈折検査機器の導入についての御質問ですが、先に本町の状況について御説明を申し上げます。視覚の検査は、3歳児健診のときに行っております。健診前にスクリーニング検査として、御家庭でアンケートを行っていただいております。その結果を基に、対象となるお子様は、外部委託の事業者が2次検査を行います。その検査では、視力検査、屈折検査、立体視検査、斜視検査、眼球検査を行います。この2次検査で異常のあるお子様に対しては、眼科医の検診をお勧めしております。

ちなみに、本町の昨年度の3歳児は70人であり、うち2次検査の受診対象者は14名でございました。その中で精密検査を受けられたお子さんは1人おられました。そのお子さんは、弱視ではなく斜視という結果でありましたが、早期治療につながっております。

さて、議員がおっしゃる屈折検査専用の機器ではありますが、大変高価なものであり、今年度は国の補助金が2分1ありますので、導入については、対象者数を考慮し、例えば上郡5町で共同購入する方法や、町の3歳児健診時に2次検査の委託先に依頼をし、対象児全員に対してこの検査を行う方法などもありますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

弱視検査の精度が上がることは、親御さんの安心はもちろんのこと、本人も快適に生活を送れることとなりますので、早い時期に導入できるよう調整をしてまいります。以上でございます。

7 番 南 雲 一定の御答弁ありがとうございました。国においては、子供の権利を保障する

こども基本法案がこども家庭庁設置法案とともに審議されています。こども家庭庁の設置法案が成立すれば、来年4月にこども家庭庁が発足します。また、こども基本法案の子供の権利には、生命、生存、発達の権利、子供の最善の利益、子供の意見の尊重、差別の禁止の4原則が明記されています。本町においても今年度からチルドレンファースト推進事業が始まりましたことは、高く評価させていただきます。子供を社会の中心に位置づけ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さない施策の強化が重要だと考えます。

それでは、1点目のHSCの支援から再質問させていただきます。HSCは、アメリカの心理学者、エイレン・アロン博士が1996年に提唱して、日本では2015年に翻訳が出ました。まだそれほど時間がたっていないのでこれからだと思いますが、近年、HSCの支援についてニュース等で話題に上がる機会が増えています。関西大学の串崎真志教授は、発達障害と混同されやすく、感覚過敏で細かい点へのこだわり、集団になじみにくい等の特徴が共通していて、小学校低学年までは見分けにくいと言われていました。また、マイペースを尊重してあげることが強調されています。厳しいしつけは、自分の性格を嫌いになったり自信を失わせてしまうため、逆効果になってしまうと言われてます。また、HSCは、大きくなれば繊細なよい面が十分発揮されるので、あまりほかの子と比べないでほしいと語っています。HSCの多くは、何でもないことでもその刺激が積み重なることで不安になったり疲れたりしてしまい、不登校の原因になっていることもあると言われてしています。教職員がこのような理解の下に児童・生徒を支援することが大事だと思います。

そこでお伺いいたします。教職員等へのHSCの研修の開催を考えられていると御答弁にありましたが、いつ頃開催されるか伺います。

教 育 課 長

答弁では、HSCに特化した研修まで行うということは、ちょっと答弁書にはなかったんですが、今回のHSCのように、今まで障害や病気でなかったことから、なかなか世間に知られてなかったのも事実でございます。ようやく最近認知され始めたといったものでございます。教育委員会では、そのようなものに対応できるように、月1回開催されてます校長・園長会や幼児・児童・生

徒指導担当者連絡会といひまして、指導の担当の職員が、教員がいますので、その連絡会、特別支援教育担当者会議、こういった会がございます。教職員の方々にHSCなど最近話題となっているものや、症状、特徴、接し方、こういったもろもろについて情報共有をしたり、それについて考えたりする機会を設けていきたいと、そういった場で考えていきたいと思っています。以上です。

7 番 南 雲 御答弁には現在HSCはいないとのことでしたが、HSCは全国で5人に1人いると言われていています。教職員の理解が進むことで、HSCの発見もあると思われまふ。御答弁に、教員が生徒に寄り添った指導ができるように、生活アンケート調査、中学校で毎月1回、小学校では学期に1回実施し、実態把握をしているとのことですが、アンケートではどのような内容の回答があったのか、伺います。

教 育 課 長 中学校については、答弁のとおり月に1回、小学校については学期に1回ということで、何か課題とか早急に話し合うべきという場合、報告を頂くことになっているんですが、HSCに限っては、まだそういった教育委員会の報告はないような状況でございます。

7 番 南 雲 HSCに関しては、御答弁にもありましたけれども、今のところは把握がないということで理解いたしました。HSCに詳しい富山病院の明橋大二先生は、HSCを知ることは、特に子供と関わる教師や支援者にとって、発達障害と同じくらい重要な意味を持っていると言われていています。発達障害もかつては概念がなく、発達障害の子は、どうも自分は周りの子と違うと思ひながらも、ずっと生きづらひ生活をしてきて、最近になって発達障害という障害のことが分かって、自分は発達障害だったのかと分かった事例も多く見られていると言われていています。今、コロナ禍で児童・生徒は大変な状況に置かれています。HSCの教職員の理解が進み、HSCの不登校などの支援ができる体制に持っていっていただけるように要望いたします。

次に、2番目のヤングケアラーに移らせていただきます。ヤングケアラーとは、障害や病気がある家族の代わりに、買い物や調理や幼い兄弟の世話、家族の入浴やトイレの介助を行う18歳未満の子供のことを言ひます。ヤングケアラ

一が抱える問題として、遅刻・欠席の増加、部活動への不参加、成績不振などの学校生活への影響、また、同級生と一緒に過ごす時間がなく友人がつかれないなどの人間関係への影響、また、大きな負担による精神状態や健康状態の悪化などの影響があります。ヤングケアラーが生まれる背景には、少子・高齢化、核家族化、ひとり親家族の増加等の社会的背景があり、本来大人が担うべきことに向き合う子供への支援の必要性が指摘されています。

厚生労働省と文部科学省が行った実態調査の結果、小学校6年生の約15人に1人、中学2年生の約17人に1人、高校2年生の約24人に1人がヤングケアラーだと公表されました。ヤングケアラーをいち早く発見、把握し、支援につなげるため、国では令和4年度から3年間を集中取組期間としています。また、ヤングケアラーに対する相談支援等の推進や社会的認知度の向上のために、関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶ研修を行う自治体に対して財政支援を行います。そこで、今まで職員、教職員のヤングケアラーの研修の参加はあったか、伺います。

子育て健康課長 ただいまの研修の参加についてお答えをさせていただきます。まず、職員につきましては、今まではございませんでした。うちのほう、子育て健康課のほうで、児童相談員の雇用を行っておりますが、こちらの児童相談員は、まず県のほうで開催されます研修のほうを受講していただく予定であります。職員につきましては、総務課と調整をさせていただきながら、今年度はもう予定が組まれていると思いますので、どこかのタイミングで職員のほうにも周知できる研修は行っていきたいなと思っております。

7 番 南 雲 当初予算に計上された、本年4年度の児童相談員事業にヤングケアラーの支援に向けた体制と整備とありますが、この事業はどのような事業になっているかを伺います。

子育て健康課長 今年度、児童相談員2名に増員しておりますが、ヤングケアラーを含む子供の問題について取り組むということで2名体制にしております。要保護児童対策地域協議会というものがございまして、そちらの活動でもございますが、年度初めには各学校へ出向いて、問題のあるお子さんや心配なお子様について情

報を共有させていただき、場合によっては、必要な支援について関係機関につなぐなどの対応を行っております。

現在、ヤングケアラーと思われるお子様はいないと聞いておりますが、万が一そのようなお子様のケースが報告された際には、児童相談員は学校のほうから詳細情報を聞きながら関係機関と相談し、適切な支援につなげてまいります。

ただ、人には知られたくないとか、とても繊細なケースでございますので、必要以上に多くの大人が接触するよりも、窓口はなるべく1つにして、子供が傷つかないように接することも必要であると考えております。そのためには、児童相談員と学校との連携はとても重要であると考えております。

7 番 南 雲 今、窓口1つとおっしゃっていただいたんですけど、これは本当に非常に大事なことだと私も伺っています。

御答弁に、夏休み前に小学生、中学生向けにチラシなどで周知を行っていきとありました。神戸市では、ヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、先進的な取組をされています。独自にポスターを作成し、周知のために全学校に貼り出しています。ポスターの下段には、子供たちが相談しやすいように専用の相談窓口の記載があります。ホームページに掲載されていて検索させていただきましたが、とても分かりやすいものとなっていました。子供自身がヤングケアラーを知って、子供として守られる権利があることを理解するための方法の1つとして、ポスターの作成をして学校や公共施設等に貼り出したらいかがでしょうか、伺います。

子育て健康課長 議員おっしゃるとおり、まずは、お子さんとか保護者の方にヤングケアラーについて知っていただくことが一番重要だと思っております。先ほど答弁の中にもございましたが、まずはチラシ等で周知はしたいと思っております。ポスターにつきましては、国のほうから基になるものが届いておりますので、そういったものを活用して、議員おっしゃるように役場とか、学校とか、そういった町の施設のほうに貼り、より多くの方に周知できるようにしていきたいと考えております。

7 番 南 雲 また、横浜市では、令和4年度、ヤングケアラーの実態調査をタブレット端

末等を活用して行います。対象は、市立小学校5年生、中学校2年生と市立・県立高校の2年生で、どのような支援をしてほしいかを書き込める項目も載せています。横浜市では、夏休み前までに調査を完成させ、実態把握に努め、結果を踏まえて必要な支援策を検討していく方針だそうです。そこで、本町でもタブレット端末での小・中学校の実態調査の実施を支援策につなげていってはいかがでしょうか、伺います。

教 育 課 長 先ほどのHSCの答弁と同様に、学校現場では生活アンケート、現在はそういった調査をしております。タブレット端末の現在調査の予定はございませんが、現状としましては、その調査に加えまして通常の相談業務を充実しております。具体には、学級担任、介助員、学習支援員を中心に、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラー、小学校に当たっては心の教育相談員、スクールソーシャルワーカーほか複数の教職員が連携して関わっていくとともに、教職員全員が情報共有により状況把握を行っております。そういったヤングケアラーのお子様、そういった子が見受けられる場合は、常に情報共有、状況把握というのを行っております。

タブレット端末による調査というのは、今のところ予定はございませんが、そういったヤングケアラーの子供に対しまして、周りの教職員とかが早く気づき、子供の思いを聞き、必要な支援をつなげることで、子供らしい生きる権利を回復し、子供自身の持つ能力を最大限に発揮できるように考えております。現状では、実態調査と教職員のより連携した取組ということでやっておりますが、今後そういった取組についても参考にしていきたいと思っております。

7 番 南 雲 重層的な支援体制、相談体制が出来上がっているということで伺いました。

群馬県高崎市では、2022年度からヤングケアラーのお宅にヘルパーの無料派遣する制度が開始されました。ヤングケアラーが介護する保護者等は自治体の支援がありますが、ヤングケアラーにはありません。今年4月7日公表された厚労省の小学校6年生に行ったヤングケアラーのアンケート調査の自由記述欄には、助けてほしい、いつでも頼っていい人が欲しいという切実な声がありました。ヤングケアラーのいる御家庭には、家に入ってほしくないという声もあ

ると思いますが、本当に支援が欲しいと思っている御家庭に寄り添った支援ができるように、本町でヤングケアラーのお宅にヘルパーの無料派遣の制度の構築を行ってはいかがでしょうか、伺います。

子育て健康課長 どのような状況でケアをしなければいけないのか、まずそこは確認をさせていただき、例えば、介護とか障害をお持ちの御家庭で、そういった方々へのケアでしたら、まずそういったところの支援サービスがどんなものがあるか、福祉課とかそういったところと調整をして検討はしてまいります。それ以外のケース、例えば生活困窮とかであれば、社協や保健福祉事務所など関係する機関と相談を行ってまいります。ヘルパーさんを自己負担で雇わなければいけないケースというところが、ちょっと今現段階ではイメージがつかないんですが、そのようなケースが想定される場合につきましては、検討をしてみたいと考えております。

7 番 南 雲 5月8日にNHKニュースでヤングケアラーが取り上げられていました。両親が若い頃離婚し、脳性麻痺の母親と小学校4年生の弟と3人暮らしの高校1年生の健人君の紹介がありました。母親の介護は、健人君が小学校5年生のときから始まりました。高校から帰宅してから、洗濯、夕食の準備、弟の世話をし、家事を終えたのは夜中の12時でした。健人君は、頼りになる大人はいないと言っていました。学業に励みながら家族のために献身する子供の行為自体は尊いものです。ただ、それが原因で、自分の将来に希望が持てず苦しむようなことは看過できません。今後、一層本町のヤングケアラーに前向きな取組が進むことを期待いたします。

次に、3点目の視覚検査の専用機器導入について移らせていただきます。平成3年、母子保健法で3歳児健診に視覚検査が導入され、全国の自治体で視力検査が導入されました。しかし、1次検査の過程で行われること、3歳児では視力検査時の応答が正確ではないこと等により、検診の受診率が高いにもかかわらず多くの弱視が見逃されてきました。このことから、平成29年4月、厚生労働省から、3歳児健診において弱視が見逃された場合には、治療が遅れ、一生涯視力不良となるため、適切な検査及び指導を実施するよう通達が出されて

います。

子供の目の機能は6歳までにほぼ完成すると言われていています。日本眼科医学会によりますと、3歳児における弱視の有病率は2%とされ、大部分の弱視は、3歳児健診で早期に発見できれば就学前までに治療できると公表されています。3歳児健診の自宅で行う視力検査で異常に気づけなかった保護者の方で、自分のせいで子供が一生涯視力不良になり、大きな後悔を抱えているとの声も聞いています。そこで、本町の3歳児健診の視覚検査の過去の3年間の異常が発見された状況を伺います。

子育て健康課長 3歳児健診の対象児は、まず3歳になったお子様から3歳2か月までのお子様を第1次検査として年4回行っております。その中で気になるお子様につきましては、2次検査というところで、ちょうどそれが3歳6か月のタイミングになります。

過去3年間ですが、令和元年度、対象児、3歳児健診の対象児は68名おりました。その中で2次検査の対象児が28名、そのうち受診された方が20名、精密検査を受けられた方が3名おりました。内訳は、弱視が1名で、残りのお2人には異常はございませんでした。令和2年度は、3歳児の対象人数が72名、2歳児健診の対象者が26名、受診につながった方が13名、精密検査が必要な方が2名。この方は遠視性乱視と近視性乱視、それぞれ1名ずつでした。令和3年度は、先ほども申し上げましたとおり、3歳児健診の対象児が70名、2歳児検査の対象児が29名、うち受診されたのが14名、そのうち精密検査を受けられた方が1名で、斜視のお子様でした。精密検査につながったお子様方は、皆様それぞれ治療のほうが進んでおります。

7 番 南 雲 本町でもそのように毎年見つかっているということで、認識させていただきました。

千葉県船橋市では、3歳児健診の際、フォトスクリーナーと呼ばれる屈折検査の機器を使って屈折異常などを検査しています。担当者が「こちらを見てください」と声をかけ、手にするカメラのような形の機器から小鳥のさえずりのような音声が鳴り、点滅する光を見つめた瞬間、検査は終了します。この機器

は、弱視につながる遠視、乱視といった目の屈折異常などのリスクを数秒から十数秒の間に自動測定できます。このフォトスクリーナーを導入している自治体では、精密検査が必要とされた子供の割合は導入前に比べ増えていて、明らかに弱視の発見に役立っています。例えば船橋市では、要検査の子供は、導入前3.8%、導入後6.3%、島根県松江市では、導入前0.6%、導入後3.6%、群馬県では、導入前0.1%、導入後2.3%、静岡市では、導入前0.3%、導入後2.3%などです。

先ほど導入について種々御答弁がありました。愛媛県松前町では、検査機器をリースとしていますが、松前町にリース料をお聞きしましたら月2万1,000円だということでした。比較すると、リースより国の2分1の補助を活用して購入したほうが町の負担は少ないと思います。

医師会、眼科医の本にも、子供の目を就学前までに治療しなければ生涯治らなくなってしまう。逆に治療すれば必ず治るということが書かれています。そこで、再度、町長に機器購入についての御見解を伺います。

町長 南雲議員の思いは通じております。とにかく何らかの形ではやりたいというふうに考えております。先ほど、どこかの町の話がされましたけど、月にリースで2万円ということで、年間24万円、恐らく5年間リースで120万円だというふうに推測しますが、まさにそのぐらいかかるというふうに言われています。ですので、言われるように、半分、2分1で60万円のほうが安いわけですね。そこを同じように、その前にいろいろお話し頂いたのは、ほとんどが市というところで、規模がちょっとやっぱりうちよりもなと思っていますので、できたら同じような思いをしているこの上郡も、市町も多分あるかと思うので、皆さんと相談してですね、やる方法か、もしくは、今は定期的にやっていただいているところにそれを購入してもらい何なりして、今みたいな精密な機械を使うことによって、親御さんたちがさらに安心してもらえるような状況を何らかの形でつくっていきたいというふうに考えていますので、ちょっといましばらくお時間をください。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。日本眼科医会の柏井真理子常任理事は、国の補助を

活用して機器が全ての自治体に広がってほしいとおっしゃっています。ぜひ早期に機器導入に向けた取組をお願いしたいと思います。質問を終わりにいたします。

議 長 以上で受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。 (14時24分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時35分)
引き続き一般質問を行います。受付番号第6号、井上栄一君の一般質問を許
します。登壇願います。

6 番 井 上 それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問を行わせていただきます。
受付番号第6号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、新松田駅前整備事業に
ついて。

要旨。令和4年度において再開発準備組合を設立する方向として事業を進め
ておられます。そこで、次の項目についてお伺いをいたします。

(1) 駅前整備事業は、足柄平野の交通の要衝として、新松田駅・松田駅周
辺の交通安全・利便性を高めるための事業であります。そこで、駅前整備に関
連する周辺町道の新設及び改良箇所・考え方についてお伺いをします。

(2) 再開発事業で重要な場所である新松田駅前の小田急所有地及びJR御
殿場線南口のJR東海所有地の移転等の交渉の進捗状況は。

(3) 再開発事業において、大手ディベロッパーの決定が組合設立事業継続
に不可欠であります。準備組合設立を前に大手ディベロッパー等の応募・決定
の状況は。

以上、お願いをいたします。

町 長 井上議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

1つ目の御質問についてであります。新松田駅北口に接道しております町
道3号線、ロマンス通りは、駅前広場整備及び再開発事業において重要な路線
であり、多くの町民の方から歩行者の安全対策として、歩道の設置やバス等の
すれ違いに対応した町道幅員の確保が望まれております。また、町道3号線は、
再開発事業予定区域内から西に向かい、松田小学校前の交差点までと、小学校

前交差点から十文字橋方面に向かう町道6号線の区間は、比較的歩行者の通行が多い路線ではありますが、歩道がないので改良が必要であると考えております。

新設道路といたしましては、新松田駅周辺整備事業基本構想・基本計画の中でもお示しさせていただきました町道6号線、仲町通りと新しい新松田駅北口広場を結ぶ原則歩行者専用の南北連絡通路も併せて検討しています。この路線は、御殿場線で分断された地域の回遊性を高め、歩行者の利便性を確保するために計画をしております。そこで、今年度に予定しております駅前広場のレイアウトを計画する上では、周辺道路も併せて道路幅員や線形を検討し、将来を見据えた計画にて警察との協議を実施してまいります。なお、周辺道路の整備につきましては、今後、再開発事業の進捗に合わせて関係者の皆様に説明させていただきます。

2つ目の質問について御回答させていただきます。まず、小田急電鉄様でございますが、先日、小田急本社にて、今年度以降の事業スケジュール確認や各種協議内容に伴う担当部署への引継ぎなど、打合せを行っております。その中で、用地や建物補償に関する担当部署と今月打合せを予定しており、現時点では、組合に参加していくのか、参加せずに一般的な用地買収、物件・建物補償をするのかを今後社内で検討していただくこととなっております。

次に、JR東海様でございますが、昨年6月には、静岡支社から本町にお越しいただき、駅前広場及びアンダーパスの予定箇所を現地にて説明を行い、本年1月には、現況平面測量図作成のためにJR用地内での作業での調整をするなど、連絡を密にさせていただいております。また、4月26日に実施いたしました地権者説明会には、JR松田駅長様に御出席を頂いております。現時点では、組合には参加しないとの回答を頂いておりますが、あくまでも再開発組合への参加についての御判断でございますので、再開発事業自体に協力しないということではございません。今後も引き続き個別案件として役場と協議を行い、設立した組合との調整を図ってまいります。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。御質問にありますように、再開発事業を進めていく上で、事業費の調達や開発計画の作成、組合運営への

協力、テナントへのあっせん業務など、専門的な知識やノウハウの提供など、様々な点で民間事業者の協力が必要となってまいります。民間事業者の再開発事業での役割として、大きく分けて2つの民間事業者が関わってまいります。1つ目は、組合員となり地権者と一緒に事業を進めていくディベロッパー、2つ目は、組合から工事を請け負う、または特定業務代行者として組合に資金を投入し、事業に参画する建設会社になります。

新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の策定当時に、民間事業者へ行ったヒアリング調査において前向きな回答を得られた会社及び小田急沿線など近隣で実績のある会社を中心に、ディベロッパー6社、特定業務代行者として建設会社6社の合計12社を対象として、令和4年3月に事業参画への調査を実施いたしました。調査結果につきましては、ディベロッパーについては、6社中3社から事業に参画したい、参画を検討できるという回答を頂いております。建設会社につきましては、6社中2社から事業に参画したいという回答を頂いております。

御質問にありましたディベロッパーや特定業務代行者としての建設会社の決定につきましては、再開発準備組合の設立後、準備組合の中で組合員の合意により決定することとなりますので、目標として本組合設立までに決定されることを期待しているところでもございます。

今後、新松田駅周辺整備事業については、再開発準備組合の設立及び駅前広場整備に向け、地権者の皆様と協力し、推進してまいりますので、議会の皆様方にも御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上となります。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。まず、1点目のですね、駅前整備に関連する町道の新設改良等についてはということに対しまして、今現在回答がありましたとおりですね、ロマンス通り及び小学校から十文字橋は道路改良、南北通路、アンダーパスについては新設というようなところが主にですね、考えているという答弁でございました。

駅前整備事業というのは、やはり大事業でございます。駅前整備なり南北

自由通路、それに関連する再開発ビル、駐車場だけではなく、やはり駅周辺へ利便性を高め、他の市町村からアクセスができる。それに伴ってですね、やはり交通量も増えていき、それらを調整しなければいけない。駅周辺にお住まいの方だけではなく、松田町等に、周辺等に、周辺の方の利便性も高めていかなければいけない。そういうふうにはアクセス性、交通量が高まればなおさらですね、交通安全等にも十分配慮された町道整備というものが需要だというふうに考えております。

そこでですね、再質問といたしましては、町道整備計画があるということで、以前からも回答を頂いておりますが、やはりこの駅前、新松田駅周辺整備事業に伴ってですね、やはり実施計画、そういうふうな形の中で、今ですね、回答頂いた町道3号線ですか、あと町道6号線、新設道路及びそれに関連するですね、周辺道路等の実施計画をですね、やはり策定をし、やはり議会に諮る。また町民にもですね、示していくことが必要と考えますので、その辺の実現性についてはどうかということですね、再質問の1点目と、1番の再質問の1点目とさせていただきます。

1番の再質問の2点目としましては、南口がですね、今はまだ中途の段階でございます。南北自由通路等が完成をする場合には、当然新松田駅の南口、北口、その両方に関連するですね、周辺町道整備の計画を立てていかなければいけないということで、当然それは松田町内だけで完結するものではなく、やはり大井町から、開成町から、あとは246、秦野から、そういったですね、交通の流れを検討した町道整備なりですね、様々な新松田駅、JR松田駅へのアクセス性を考えた整備計画が必要だと思われませんが、それについてはいかがか。

それに関連をいたしまして、交通安全対策とですね、やはり現在の小学校へ通う児童・生徒との関係かと思われませんが、一方通行路とかですね、右折禁止、左折禁止道路、そういった交通規制が駅周辺には大変多いというふうに思われます。それらは先ほど答弁の中で、松田警察との調整を図っていくというふうな回答があったかと思いますが、それらに対する考え方、交通安全のための交通規制等の考え方が1番の再質問の3点目でありますので、よろしくお願いを

いたします。

参事兼まちづくり課長 御質問ありがとうございます。それではですね、1点ずつ御回答申し上げます。

まず、町道整備の実施計画でございます。現在、新松田駅基本構想基本計画を基にですね、今後駅前広場の面積、また集約施設等の計画を今、随時進めているところでございます。基本構想基本計画の中にも、周辺道路整備ということがうたわれております。まさに並行して、周りの道路網についても検討は必要であるというふうに、まちづくり課でも考えているところです。今回お答えしました、特に3号線ロマンス通り、6号線の十文字橋まで向かう通りはですね、幅員が狭かったり、歩道がないというところで、今回回答の中に入れさせていただいた路線でございます。それと、新しくできる広場と南北を結ぶといったものも入れていきました。

実施計画が必要ではないかと、まさにそのとおりだと考えています。周りの交通量、またどういった目的で道路を改良していくのかというのは、先ほど御質問の中でありました町道整備基本計画の中にも、道路の種別、幹線道路なのか生活道路なのか、そういったことを加味しながら今後検討してまいりたいと思います。

その次に、南口の駅周辺道路についてでございます。以前にですね、全協のときにですね、南口の駅周辺道路の整備についてということで、一度御説明させていただいたことがあろうかと思います。当然南口の駅前広場を整備した後は、そこに大井町方面からの車両が集中するというところで、文久橋を渡って堤防道路を使って、もともとの町営住宅のところを南口のほうに入れていって、回遊性を高めるというような計画もあるということを御説明させていただいたと記憶しております。まさにですね、南口においてもですね、そういった道路をですね、整備を念頭に入れながら、今後全体の周辺整備の中で検討してまいりたいと思います。

最後に、交通安全対策としてですね、どういったことが考えられるのか。まず、基本的にはですね、歩行者の通学児童、通勤の方が多い駅に向かったの道

路については、歩車分離と、歩道設置というのが大前提だと思われます。しかしながら、歩道設置を中心に事業を展開しますと、多くの方の立ち退きが必要になってきます。町をつくっても、住むところがなくなってしまつては、何のために町を整備していくのか、潤った町をつくっていくのか、そういったことも考えながら、例えば今、店屋場、町屋方面から来られている児童さんは、一部町道ではないところ、町営住宅のところからですね、石田材木屋さんの跡に抜けていくような2メートルぐらい、生活道路を使ってですね、学校へ登校されている場所もございます。そういったものをうまく利用しながら、児童と車両を分けていく。

それと、先ほど御指摘がございました一方通行、指定方向外が多いと。これは多分ですね、どこの町でも、小さい町でも大きい町でもですね、通学時間帯において駅周辺、学校周辺ではそういった規制をすることがまず第一に安全対策、その次にやはり今、議員御指摘のとおり、そこに生活している方は、もう何十年間かそういった中で不自由な生活をしていただいているということも事実であります。道路改良を進める中で、そういったことが少しでも改善され、通行方法が緩和できることがあれば、またこれは公安委員会との協議になってまいります。町独自で一方通行をやめるとか、進入禁止を変えるとか、そういったことはできませんので、またこれは公安委員会さんとの協議になっていく。またそれには学校の関係者の方々、それから地域の方々、保護者の方々、そういった方の要望等も聞かなければできない事業となりますので、また全体を見据えながら、順番を追ってやっていきたいと思ひます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでは、その今のですね、再質問にお答えいただいた2点目の中でですね、ちょっとここだけ再々質問というふうな形になりますが、よろしくお願ひをしたいと思います。大井町から来て、南口を通過してですね、今の町営住宅、その辺が町営住宅がもう完全に整備された後の道路形態になるというふうには理解していますが、やはり北口へのですね、アクセス性を考える上では、例えば秦野市の方向からとかですね、あと開成町、山北の方向からというところですね、どうしてもその部分というのは北口のほうに集中を

します。まして開成町はですね、じゃあ小学校前までは十文字橋を通過してですね、来るのかなと。または紫水大橋経由で来られるのかなというふうには理解できますが、そのところでですね、今の小学校のところから小田急のガード下へ通る道というのが、やはり、何号線かちょっと分からないんですけども、クリエイトの交差点からですね、小田急ガードを通過して石田材木なり南口に通るルート、その部分をですね、かなりどういうふうに通るか。北口・南口との回遊性といった部分を含めてですね、あとはまた先ほど言いました交通規制なんかも含めて検討し、うまく道路を造ることによって、また北口の交通量も多く、ある程度調整をし、南口へ回るなりですね、北口へ来て乗降させるのか、そういったところもあると思いますので、そこで町道整備の考え方の中で、道路改良でいくのか新設でいくのか、新しく小田急の下をですね、通って行くのか。今のところだと大型車両、小田急のガードのところはですね、高さ制限等があつて、また幅も狭いですので、大型車両は通れないというふうなネックがある。そこをですね、やはり考えた道路計画というものが必要だと思いますが、それについてのですね、お考えをお伺いいたします。

参事兼まちづくり課長

御質問にお答えします。今御指摘がございました町道2号線という路線になります。ガードを潜って、東亜さんの前後、出口はシボネさんでしょうかね、シボネさんのところまで出て行く道とですね、それから南口のほうに、石田材木屋さんを過ぎたところをぶつかってですね、南口のほうに行く道が5号線という形になります。

まずですね、今の現状から申しますと、朝はですね、シボネさん側からしか入れない状態に、一方通行になっていますので、また町屋、店屋場、新松田、いや、17区今の仲町屋自治会、その自治会の方々のお子さんたちも、小学校に行くにはそこを通過して行くようになっています。御指摘のとおり、実は一方通行となつていてもですね、ガードのところが大変狭くなつていて、見守りをいただいている地域の方には本当に朝からですね、気をつけて見ていただいてですね、お声がけをいただいで、歩行者と通学児童と車、また中学生もですね、ほとんどの中学生が庶子方面から来られる子たちも、あそこを通る

んですね。その時間帯に車は正面から走ってくると。そういった中でですね、大変御苦勞をかけてですね、お願いして、安全を高めていただいているのが事実でございます。

クリエイトのところからガードまでの区間は、御承知のとおり、もともと一番狭いところが2メートルぐらい、2.5メートルぐらいしかなかった道路をですね、今現在5メートルまで拡幅しておりますので、朝のグリーンベルトの部分を歩いている限りは、速度さえ気をつけていただければ、歩車は、物理的に歩車の分離をしなくても、何とか安全対策はできているのかな。ガードのところがいかに狭いということでございます。ここについては、町道策定計画の中においてもですね、私どもも緊急の課題であるというふうに考えております。近隣の地権者の方にもですね、ここの拡幅をしたいというお話も申し上げておりますし、それと同時に2-8…2-9号線ですか、南口に抜けていく新設の道路、今、歩行者しか通れない道がありますけれども、あそこもですね、5メートルで全部つくってあります。そこはですね、南口に抜けれるように車両を誘導していくようなイメージがありますので、ガードの拡幅も基本計画の中には入れてありますし、私どもも懸念しているところの一番の重要なポイントだと思っています。そこについては、自治会からも要望が出ておりますので、そこは考えていく。ただし、高さはちょっと無理なので、やはり横方向に車両がスムーズにすれ違えて、なおかつ歩行者の通路が確保できると。そういったガードに改良していきたいというふうに今、考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。今のですね、北口から南口という回遊性のためですね、道路新設なり改良ということしていくとですね、必ずしもあそこのガードを拡幅等の整備に固執をしなくても、新しいルートでもね、いいのではないかなと。でも、そうすると左岸用水とのですね、やはり高低差等もいろいろ問題が出てくるのかなというふうに思いますのでですね、やはりここは駅周辺、新松田駅周辺をですね、もう何年かの町民の要望のもとにつくるということですのでね、もう少し時間をかけ、お金もかけてですね、開成町から大井町へ抜ける経過地点のアクセスの松田町というふうなですね、道路整備をですね、ぜひ

検討していただきたいというふうに思います。

それではですね、2点目の再質問に移りたいと思います。2点目につきましてではですね、小田急所有地、JR所有地ということで、小田急さんは組合か、または買収、用地買収、建物物件補償というふうな方向で行くのかは、今後社内で検討していくということで回答がございました。JRのほうはですね、組合には参加せず、町との協議で進めていくということで、そこについては理解できましたが、事業費計画の中でですね、以前ですね、事業費としてですね、13億9,700万円で、用地費とか広場整備が4,500平米というふうな新松田駅の整備の基本計画というのを示された中でですね、これらの土地は小田急…JRの土地までは言及をされてなかったかと思いますが、小田急所有地については寄附を考えているということで、用地費、新松田駅周辺整備基本計画の中のですね、金額はですね、小田急の部分は寄附によるものだという計算で、概算事業費というのを説明をされたのかなというふうに私は理解しておりました。またさらにここでですね、用地買収は組合さん…小田急は組合にね、参加をしていただければいいんですけども、そうでない場合にはですね、やはり用地費と建物補償というものは、それにプラス事業費としてはですね、それから増大をするというふうな理解でよろしいのか。

あと、JRのですね、JR東海さんの所有地もですね、やはり先ほどのアンダーパスは別としてですね、ペDESTリアンデッキからおりてくる部分は、町道には直接おりられないので、やはりJR東海さん所有地のほうにおりるというふうに理解をした…私はしていましたが、やはりその部分というのは、無償貸与ということは当然あり得ない。やはりそこは町のほうの負担でですね、所有地を、JR東海さんの所有地を用地買収をするというふうな考え方でいいのか。この確認をお願いいたします。

参事兼まちづくり課長

御質問ありがとうございます。まず、小田急用地につきましては、正直言ってですね、まだ幾らで買うとか、くれるとか、たしかこの説明をしたときもそんなことを言っていたと思うんですけども、実際に交渉に直接入っているわけではありません。今月、担当の部署の方と初めてお会いします。また、会社が

ちょっと細分化されてですね、いろんな担当が変わっているみたいで、新しい担当部署ができたということで、初めてお話をさせていただきますので、その中でどういった金額になるとか、本当に寄附でもらえるのか、それとも全部買ってこれというのか、もしくはですね、組合に入ってくれば床として精算するのか、そういった考え方もあると思いますので、それはちょっと今後、ちょっと動向を見ていただきたいなというふうに思いますし、逐次、小田急さんのことですので、議会で正式にお答えできるかどうかというのも、向こうの承諾が必要ですので、そういった中では発表できる段階で少しずつ発表していきたいと思っています。

それと、JRさんなんですからけれども、静岡支所さんとお話をさせていただくと、現時点では組合には参加しないということで、うちのほうでディベロッパーとかですね、そういったのを調整している、今、支援事業を行っているコンサルと話をしたときに、やはり鉄道事業者さんを一緒にひっくるめて、再開発事業をやったことがあると。やはり最初のうちはそういう回答が多いそうです。現時点では参加しない。最終的に、床の価値であるとか、建物の種類だとか、そういったものが見えてきた段階で、組合に参加しますというふうになることが多いというふうにも聞いています。なぜ現時点で参加しない、はっきり言わないかというとはですね、一般の方と同じように、検討会だとか準備組合だとか、そういったものに参加する意思がないというのが今の段階で組合に参加しないという答えが返ってくる大きい原因だそうです。最終的に施工規模等が決まってくれば、資産価値も出てきますので、その段階では組合に参加して補償…組合の中で整理をしていく可能性もあるというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 分かりました。じゃあ、現時点ではですね、組合さんからJR、小田急ともにですね、組合に参加するかしないかは、まだ未定ということで、準備組合なり組合設立の時点です、それぞれ民間企業ということになりますので、その時点で判断をされるというふうな理解で了解はできました。

それではですね、3点目のですね、大手ディベロッパーのですね、応募決定の状況についてということで、3点目のですね、再質問に移りたいというふう

に思います。新松田駅周辺整備事業をですね、やはり地権者への説明会とかですね、地権者が集まっていた会議等もですね、開催をしています。そういったことも受けてですね、町民からのですね、やはり松田町で再開発事業をですね、実施をしていただきたいというふうな声もですね、私のところにも届いております。かなりですね、方向としてはですね、再開発事業を進めていくんだという機運が盛り上がっているというふうに思います。大分前になりますが、平野町長時代ですね、JR側の再開発事業のときにですね、もう大分そのときにいられた方は高橋参事ぐらいしかいない…あと依田出納室長さんがいらっしゃったんですけども、そのときにはですね、ちょっと私も記憶だけです。実際そのときのいろんな内容は定かではないんですけども、準備組合をですね、つくるということで、中村定五郎さんじゃなくて…中村さんがやはり組合長ということで、進んでいた時点ではですね、私の記憶だと既にもうディベロッパーがですね、先に決まっていて、ちょっとここで固有名詞出していいのかわからないんですけども、大何とか組さんがですね、決まっていたというふうに思います。

先ほど答弁の中では、6社…ディベロッパーとしてはですね、6社中の3社から参画をしたい。また建設会社というですね、資金投入をし、事業に参画する建設会社については、6社中2社から参画をしたいというふうな回答があったということでもあります。この昔のJR側ですね、再開発事業では、もうディベロッパーの固有名詞を、会社がどこが参画するんだというところがですね、明確になっていた。これらを踏まえてですね、やはりもう町側としてはですね、その辺は明示をされてもいいのかなというふうに思います。それをどういうふうにするのかというのは、詳しくは分かりません。どこのディベロッパーを採用をするのか、建設会社としてですね、採用をするのか。その辺は入札方式等によるのかどうなのか。これも初めてのことだと思いますので、私自身としては分かりませんが、ただそういうふうな、ある程度規模の大きい会社ですね、名乗りを上げているのであればですね、その辺はやはり議会側に示されてもいいのではないかなというふうに考えますが、それに対するですね、そういった

制度的な問題とかですね、あとはやはり町側の姿勢、制度的なものは担当のほうからですね、町側の姿勢としては町長のほうからですね、御回答を頂ければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

参事兼まちづくり課長

御質問ありがとうございます。御指摘のですね、ディベロッパーとですね、建設を行うための特定業務代行者という建設業者になります。おのおのの役割を簡単に、ほんの簡単にだけ説明しますと、ディベロッパーというのはですね、どちらかという不動産屋さんだと思っていただければ、できたビルの床を貸したり、あっせんしたり、建てる時の資金計画だとか、そういったものをやる会社でございます。その次に、特定業務代行者というのは、この組合からビルの建築を請け負う会社です。その会社は、自ら出資して床を持つと。自分で工事代金のかわりに床をもらうという形でございます。なぜこういった会社があるのか。2つの種類があるのか。1つにはですね、特定代行者として、この全体の事業に参画して、銀行からお金を借りてきて建物を建てる建設会社は、先ほど発注の仕方があったと思うんですけども、準備組合設立、本組合のときには、もう1者随契で、そのまま建物を建てる権利までもらって、事業を進めていくと。もしくは、先ほど言いました建設業者だけになりますと、本組合が設立された後に現入札をかけてですね、普通は一般競争入札とか、例えば地域性を考慮した指名競争入札とか、そういった形で建設業者を決めていくやり方と、2種類あります。最近の傾向としては、特定業務代行者にもう既に床を持たせて、お金も持たせてしまって、事業を完成まできちっとさせるというのが最近の主流だというふうに聞いております。

そういった中で、実はですね、私どももどの段階でそれ決めたらいいのかということですね、今、支援事業を行っているコンサルと私どもと話をしたときに、準備組合さんでやはりある程度、幾つかの会社からプレゼンしてもらって、うちの会社は例えば何階建てで、何十棟やって、皆さんの土地の価値がこのくらいだったら、例えば3LDKのこの部屋3つあげますよとかって、そういういろんなプレゼンを受けた中で、組合の中で、あ、この組合、いいよねとか、感じがいい…この業者は感じがいいよねとかって、そういうことの中から

選んでいただきたいものだそうです。その中で、今、手を挙げているのが3社おりますので、準備組合をつくった段階で、その3社から意見を聞きながら、皆さんにお会いしていただいて、本組合設立までにはあらましもう筋は決まってくる。先ほどおっしゃいました前の開発のときには業者が決まっていたよと。まさに本組合の設立のときには、もうゴーが出るくらいまで皆さんで話し合っていて、地権者の皆さんの同意でその会社に決めていくと。そのときには業務代行をする業者、建築業者も併せて決めていって、建物を建てる会社まで決めていきたい。そのように考えておりますので、これからの検討会、準備組合設立の間にいろんな会社からプレゼンしていただいて、皆さんに選んでいただくという形になります。以上です。

町 長 御指名頂きましたので。今、課長が…参事がおっしゃられる…言われたとおりで、とにかく役場の立場というものを間違っちゃいけないと思うんですよね。ですので、ここは今は支援業務という形で、正式に組合が立ち上がってないので、当然立ち上がるための支援を皆様方の御協力をもって今させていただいているというところになります。これで今度準備組合がきちりとやっぱりできると、もうそこが独立して動き始めるとき、そこに対して町がどれだけ支援ができるかということになりますから、やはり先ほど答弁でも話ししましたように、正式に準備組合が設立と並行してというところは、最終的にはあるかも分かりませんが、それまでの間は我々がそのところの業者さんがどうかこうとかと言えるような立場じゃないのかなというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。制度的な部分はですね、担当課長からの説明ということで理解をできました。町は準備組合設立からですね、組合設立までの間の中で、ディベロッパー等を決定をしていき、1者随契等ですね、対応していくんだということの意味の中で、決定権は町じゃないというふうなところの説明かと思えます。

それではですね、あと今後のですね、スケジュール、再開発事業等のスケジュールの関係ですけれども、前に示された部分ではですね、令和5年度で今、

地権者への説明会等を行っております、4年度。令和5年度で準備組合の設立、7年度で再開発組合の設立というスケジュールでですね、少しですね、基本計画ができたときよりもですね、少し後ろにずれているというふうには思います。その中でですね、地権者、関係者、あと町民ですね、本当に再開発事業、駅周辺整備事業をやっていくんだということの対応の中でですね、先ほど職員として関わっていた、依田室長がいたというふうな話もありました。町長のほうにお伺いをいたしますが、やはり今後ですね、担当部署というのを、以前はですね、室長と担当係長、担当、3名体制でですね、JR側のときにはですね、そういった担当部署をつくってですね、これらに専任で所管をしてやっていたというふうな記憶がございます。今ですね、まちづくり課のほうでですね、様々な業務の中でですね、やっていただいておりますが、そういった専任部署というものの考え方で、先ほどのスケジュールでですね、令和5年度で準備組合設立、その後もですね、やはり10年以上の事業期間を要するというふうには思います。それをずっと兼務でやっていくのではないというふうには考えますが、担当部署等でですね、やはり町民、地権者、事業者に対応していく部門というのが必要だと私は考えますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 御質問ありがとうございます。何らかの形で、また何らかの時期に、しかるべき時期に、町が主導するのか、この組合の皆さん方と相談して、必要なそういった部署をですね、つくらなきゃいけないとは考えておりますので、もうちょっと時間ください。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。実際にはですね、やはり共有部分、再開発ビルとかですね、駐車場ですね、関係というのは、どうしても共有部分ができてきてですね、そこは共有部分の建物、事業が完成をした後の管理はどうするのかという辺りはですね、そこはまあ兼務でも構わないのかなというふうにも思いますが、ただ、かなりですね、ほかの埼玉あたりですね、市の実情等をお聞きしてもですね、なかなか大変な業務だというふうにも理解をしています。その辺も含めた中でですね、町民へ、関係者、町民に対しても、なるべく早くですね、専任の部署をつくっていただいて、大分人員的にもですね、厳しい状況だ

ということは理解をしていますが、しっかりとした新松田駅周辺整備事業をや
っていくために、再開発事業をですね、完成をさせていくためにもですね、専
任部署の設立をですね、早期に望むということで、以上をもちまして私の一般
質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議

長 以上で受付番号第6号、井上栄一君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれ
にて散会いたします。 (15時20分)